

一般用

令和4年分

消費税及び地方消費税の 確定申告の手引き

個人事業者用

- この手引きは、消費税の課税事業者である個人事業者の方を対象に、消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）を作成する要領を説明しています。
- この手引きでは、一般的な事項について説明しています。
- 令和4年分の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限及び納期限は、**令和5年3月31日(金)**です。
振替納税をご利用の方は、令和5年4月27日(木)が振替日です。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

確定申告書は自宅からe-Taxで作成・提出ができます

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、**確定申告書**や**青色申告決算書**・**収支内訳書**の作成・e-Taxによる送信ができます。また、自動計算されるので、計算誤りがありません。

- ◆ 「確定申告書等作成コーナー」で青色申告決算書・収支内訳書を作成すれば、収入金額や経費の内容等を引き継いで、確定申告書を作成することができます。
- ◆ 作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（またはICカードリーダーライター）を用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

作成コーナー



確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください。



税務職員ふたば

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ
税務相談チャットボットの「**税務職員ふたば**」にご相談ください。
お問合せ内容をメニューから選択するか、
文字を入力いただくことにより、
人工知能（AI）が自動でお答えします。

ご相談はこちら



※ 消費税については、令和5年1月下旬に相談開始予定

手引きの構成

1 基礎知識	4ページ	消費税及び地方消費税の確定申告に関する基礎知識を説明します。
2 確定申告の準備	8ページ	消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に必要な書類を説明します。
3 確定申告の流れ	10ページ	消費税及び地方消費税の確定申告について、基本的な計算方法から、納付までの流れを説明します。
4 消費税の税額計算	14ページ	
5 地方消費税の税額計算	26ページ	設例を参考に、申告書の記載方法を説明します。
6 申告書（第一表及び第二表）の記入	28ページ	
7 その他の項目	32ページ	税額計算以外の申告書の記入方法を説明します。
8 申告と納付	35ページ	申告書の提出方法と納付方法等を説明します。
9 所得税の決算額調整	36ページ	消費税及び地方消費税の納付税額又は還付税額を算出した後の所得税の決算額調整方法を説明します。
10 下書き用申告書等	37ページ	提出書類等の見本を掲載しています。下書き用としてご利用ください。
○ 消費税課税取引の判定表	44ページ	青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した、判定表を掲載しています。
○ リバースチャージ方式について	45ページ	リバースチャージ方式による申告が必要な場合について説明します。
○ 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限等	45ページ	居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限等について説明します。
○ 中小事業者の売上税額の計算の特例	46ページ	売上げを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者を対象とする税額計算の特例（経過措置）を掲載しています。
○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る登録申請手続	46ページ	適格請求書等保存方式（インボイス制度）における登録申請手続について説明します。
○ インボイス制度の概要	47ページ	インボイス制度の概要や留意点について説明します。
○ 振替納税の新規（変更）申込み	48ページ	振替納税の新規（変更）の申込みのための振替依頼書を掲載しています。

申告書記入についての注意事項

OCR 入力用の確定申告書は、機械で読み取ります。

記入する際は、次の事項に注意してください。

- ・ 申告書を汚したり、穴を開けたりしないでください。
- ・ 黒いインクのボールペンを使用してください。（消せるボールペンは使用しないでください。）
- ・ 記入する際は、指定のマス目の中に、大きく、丁寧に記入してください。



国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターにお電話ください。

納税者の方からの国税に関する一般的なご相談は、各国税局及び国税事務所に設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。

最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに従って「1」番を選択することにより、電話相談センターに転送され、担当者がお受けします。

(注) ・ガイダンスの途中でも選択できます。

- ・ 「番号が確認できません。」という案内があった場合は「トーン切替ボタン」 (*など) を押してから選択してください。

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) では、消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、タックスアンサー (よくある税の質問) や消費税法の改正などの各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書 (第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

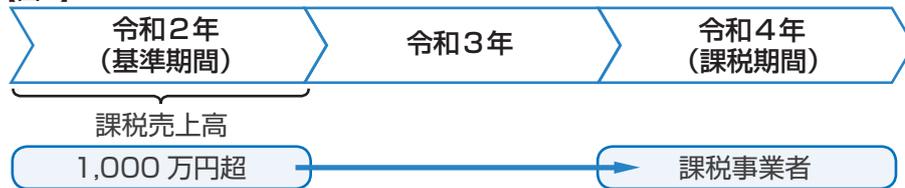
下書き用申告書等

確定申告が必要な方

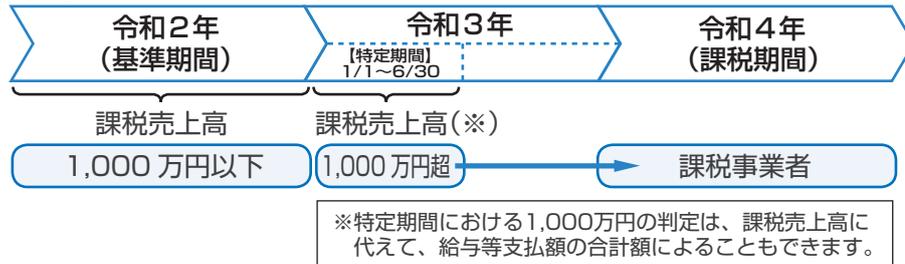
次のいずれかに該当する個人事業者の方は、令和4年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

- ① 基準期間(令和2年分)の課税売上高が1,000万円を超える方(下の図1を参照)
- ② 基準期間(令和2年分)の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ③ ①及び②に該当しない場合で、特定期間(令和3年1月1日から令和3年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方(下の図2を参照)
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

【図1】



【図2】



注意

- 上記①～③のいずれかに該当する場合は、令和4年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和4年分の確定申告が必要となります。
- 令和2年分の課税売上高が1,000万円以下で、令和3年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出していない方、また、上記③にも該当しない方は、免税事業者ですので、確定申告をすることができません。そのため、令和4年中に設備投資を行い、確定申告をすれば還付税額が発生するような場合でも、還付を受けることができません。

用語解説

基準期間

課税事業者となるか免税事業者となるか、また、簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする、基準となる期間です。個人事業者の方の基準期間は、課税期間の前々年をいいます。

課税期間

消費税及び地方消費税の納付税額を計算する基礎となる期間です。原則として、個人事業者の方の課税期間は、暦年(1月1日から12月31日)をいいます。

課税売上高

消費税が課税される取引の売上金額(消費税及び地方消費税を除いた税抜金額)と、輸取出引などの免税売上金額の合計額です。

返品、値引きや割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額(消費税及び地方消費税を除いた税抜金額)を控除した残額をいいます。

ただし、免税事業者の売上上げには、消費税相当額が含まれていませんので、令和2年が免税事業者の場合、その売上上げ(非課税売上上げ等を除く)が、そのまま令和2年分の課税売上高となります(税抜処理は行いません)。

消費税・地方消費税の納付税額

税率

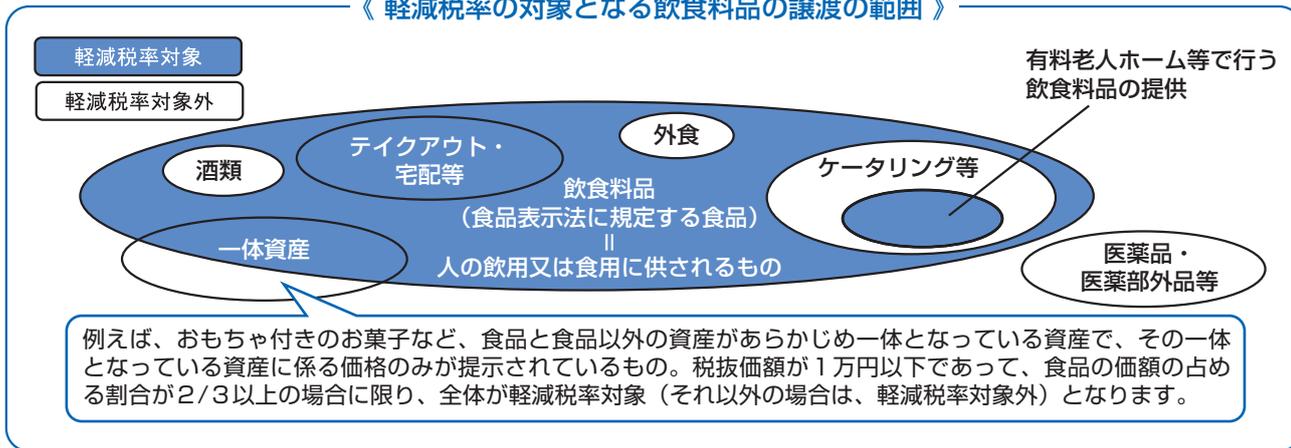
区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合計	10.0%	8.0%

■ 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

- ①酒類・外食を除く飲食料品 ②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

《 軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡の範囲 》



■ 一般的な消費税の納付税額の計算方法

$$\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額 (売上税額 ※1)} - \text{課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額 (仕入税額 ※2)} = \text{消費税の納付税額}$$

$$\text{※1 売上税額} = \left(\text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{6.24}{108} \right)$$

$$\text{※2 仕入税額} = \left(\text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{7.8}{110} \right) + \left(\text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{6.24}{108} \right)$$

■ 地方消費税の納付税額の計算方法

$$\text{消費税の納付税額} \times \text{地方消費税率} \left(\frac{22}{78} \right) = \text{地方消費税の納付税額}$$

用語解説

課税売上げ

「課税売上げとは？」
(6ページ)を参照してください。

課税仕入れ

「課税仕入れとは？」
(7ページ)を参照してください。

消費税の納付税額の計算

消費税の納付税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いた金額です。一般的に、課税仕入れ等に係る消費税額が、課税売上げに係る消費税額を上回る場合は、還付税額が生じます。

消費税及び地方消費税と所得税の税額計算の違い

■ 消費税及び地方消費税の税額計算

所得の種類にかかわらず、事業者が行う業務の全体を基に、課税売上げや課税仕入れ等の金額を計算し、消費税の納付税額を計算します。更に、消費税の納付税額を基に地方消費税の納付税額を計算します。

■ 所得税の税額計算

事業所得、不動産所得、山林所得などの所得をそれぞれの所得の種類ごとに所得金額を計算した後に、所得税の納付税額を計算します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

課税売上げとは？

次の4つの要件を全て満たす取引の売上げを、課税売上げといいます。

1. 国内において行う取引（国内取引）であること
2. 事業者が事業として行う取引であること
3. 対価を得て行う取引であること
4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。

例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。

注意 次の取引は課税売上げに該当しません。

税の性格からみて課税対象になじまないもの（受取利息、土地（借地権等を含む）の売却代金・賃貸収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金など）や、社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引（医師の社会保険診療収入など）は課税売上げから除かれます。これらを非課税取引といいます。

また、保険金や消費税の還付金、国や地方公共団体から支給を受ける助成金・給付金などは、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供の対価として受け取るものではないため、消費税の課税対象ではありません。これを非課税取引といいます。

次に、事業所得、不動産所得、譲渡所得のそれぞれについて、消費税の課税売上げとなるものの例を説明します。

■ 事業所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

事業所得に係る収入は、ほとんどが課税売上げとなります。

ただし、医師の社会保険診療収入や、産婦人科医や助産師等の助産に係る収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金などは、非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

なお、個人事業者が棚卸資産を家事のために消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなります。ただし、仕入価額以上の金額で、通常の販売価額の50%（所得税では70%）以上の金額を課税売上げとしてもよいことになっています。

■ 不動産所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

不動産所得に係る収入（不動産の賃貸料や権利金、礼金、更新料等）は、借地権等を含む土地の貸付けに係るもの（地代）及び住宅の貸付けに係るもの（住宅家賃）を除いて、課税売上げとなります。

地代は、原則として課税売上げとはなりません。貸付期間が1か月に満たない場合や、駐車場などの貸付けの場合は、課税売上げとなります。

また、住宅家賃も原則として課税売上げとはなりません。貸付期間が1か月に満たない場合は、課税売上げとなります。

なお、貸付用の建物を譲渡した場合は、譲渡損失が生じたとしても、その譲渡収入は、次の『譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの』となります。

■ 譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

譲渡所得に係る収入のうち、業務に使用していた建物や機械、車両などの譲渡収入は、課税売上げとなります。業務用固定資産を、負担付贈与により譲渡した場合や、法人に対して現物出資した場合も同様です。

例えば、商品の配達に使用していた車両を売却した場合（新たに車両を購入するために下取りしてもらった場合も含む）の収入（下取りの場合は下取価格）は、課税売上げとなります。この場合、課税売上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し引いた残額ではなく、売却代金の全額となります。

ただし、土地（借地権等を含む）の売却代金は非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

非課税取引とは

非課税取引とは、次のような取引をいいます。

課税対象となじまないもの

- 土地の譲渡及び貸付け
- 有価証券及び支払手段の譲渡等
- 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
- 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡及び物品切手等の譲渡
- 国等が行う一定の事務に係る役務の提供及び外国為替業務に係る役務の提供

社会政策的な配慮に基づくもの

- 社会保険医療の給付等
- 介護保険サービスの提供及び社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- 助産に係る資産の譲渡等
- 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
- 身体障害者用物品の譲渡や貸付けなど
- 学校の授業料等
- 教科用図書の譲渡
- 住宅の貸付け

免税となる輸出取引等

次のような輸出取引等は消費税が免除されます。

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 非居住者に対する鉱業権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡又は貸付け
- ③ 非居住者に対する役務の提供（国内に所在する資産に係る運送又は保管、国内における飲食又は宿泊など一定のものを除く）
- ④ 輸出物品販売場において行った免税対象物品の譲渡

課税仕入れとは？

事業者が事業として、他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいいます。例えば、商品又は製品等の棚卸資産の仕入れだけでなく、事業に使用する建物、機械、消耗品の購入、修繕費の支出、商品運搬用の車両の燃料代なども課税仕入れに含まれます。

ただし、利子割引料及び保険料等の支払、また、土地の購入や賃借等は非課税取引ですので、課税仕入れとはなりません。課税対象とならない給与、賃金の支払等も課税仕入れに含まれません。

なお、消費税の免税事業者や消費者から棚卸資産等を仕入れたり、サービスの提供を受けた場合でも、課税仕入れとなります。

減価償却資産を購入した場合は、購入代金の全額がその年分の課税仕入れとなります（所得税ではその年分の減価償却費だけが必要経費となります）。

注意 給料・賃金、専従者給与の支払などは課税仕入れとはなりません。従業員の通勤手当（通勤に通常必要な金額）は、課税仕入れとなります。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、**税率ごとの区分をした区分記載請求書等の交付や取引を税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。**

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

《帳簿と区分記載請求書の記載事項》

帳簿の記載事項	区分記載請求書の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
④ 対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
	⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に係る取引については、記載を省略できます。

帳簿と請求書等の両方の保存

課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、その事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存が必要となります。帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、課税仕入れ等に係る消費税の控除は認められません。

※ 3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

※ 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

《帳簿と区分記載請求書の記載例》

請求書	
(株)〇〇御中	XX年11月2日
(XX年11月2日取引分)	
割り箸	550円
牛肉	5,400円
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象品目	(株)△△

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率（10%、8%）の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率の対象品目である旨

- 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

【請求書】

これ以外に、例えば次のような方法があります。

- 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

総勘定元帳 (仕入れ)		(株)〇〇	
XX年	摘要	借方	貸方
11月2日	(株)△△ 雑貨	22,000	
11月2日	(株)△△ 食料品 ※	21,600	
...

※は軽減税率対象品目

※ 令和5年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。詳しくは46ページ以降をご参照ください。

確定申告書の作成に必要な書類をあらかじめ準備します。

提出する書類

消費税及び地方消費税の確定申告（簡易課税制度を適用しない場合）には、次の3種類の書類を提出してください。

- 消費税及び地方消費税の確定申告書 第一表（一般用）及び第二表
- 〔付表1-3〕税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（一般用）
- 〔付表2-3〕課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（一般用）

※ 還付申告の方（申告書第一表⑧欄に控除不足還付税額がある方）は、上の書類に加えて、消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）を必ず提出してください。

※ 課税資産の譲渡等の税込価格を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者が、税額計算の特例を適用する場合には、適用する特例に応じて、

- 課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10営業日）を使用する課税期間用〕（売上区分用）
- 課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕（売上区分用）

を確定申告書に添付して提出する必要があります。
特例の詳細は、46ページをご覧ください。

申告書に記載された申告者ご本人のマイナンバー（個人番号）については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付をしていただく必要があります。

《マイナンバーカードをお持ちの方》

■ マイナンバーカード（個人番号カード）

※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。

《マイナンバーカードをお持ちでない方》

① 番号確認書類 及び ② 身元確認書類

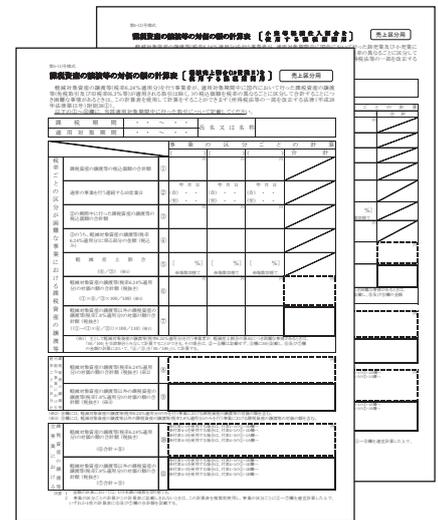
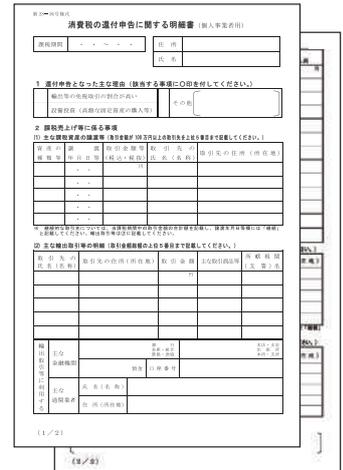
①	番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	■ 通知カード※1 ■ 住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限り） などのうち、いずれか一つ
+		
②	身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	■ 運転免許証 ■ パスポート ■ 公的医療保険の被保険者証※2 ■ 身体障害者手帳 ■ 在留カード などのうち、いずれか一つ

※1 「通知カード」は、その記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、又は、正しく変更手続が取られている場合に限り、確認書類として利用できます。

※2 写しを添付する場合、写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

※ 還付申告書（申告書⑧控除不足還付税額に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方が提出する場合を除きます。）は、番号確認書類の提示等を省略することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。



提出する書類や税額計算に使用する付表は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）からダウンロードできます。

税額計算に便利な書類

「1.基礎知識」でご説明したように、消費税と所得税には色々な違いがあります。そこで、区分経理された帳簿などを基に、消費税の課税取引金額を計算する必要があります。次の書類は、申告書に添付する必要はありませんが、消費税の課税取引金額を計算する上で便利です。ご利用ください。

- 課税取引金額計算表(事業所得用)…表イ-1
- 課税売上高計算表…表ロ
- 課税仕入高計算表…表ハ

※この手引きでは、これらの計算表を使用して、税額の計算方法を説明しています。上記のほか、課税取引金額計算表には農業所得用、不動産所得用があります。

37~43ページに、確定申告書(第一表、第二表)、付表(1-3、2-3)及び左記の計算表の見本を掲載しています。見本は、下書き用としてもご利用いただけます。

参考にするもの

申告書作成の際には、以下の書類を参照することがあります。あらかじめ準備しておくとう便利です。

○ 売上金額・仕入金額など科目ごとの決算額の分かるもの	青色申告決算書、収支内訳書など
○ 取引の明細の分かるもの (消費税の課税取引を税率ごとに区分したもの)	帳簿など
○ 固定資産の譲渡や取得があった場合、譲渡(取得)金額の分かるもの	固定資産台帳など
○ 届出書の提出状況・中間納付税額の分かるもの	「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書

旧税率が適用された取引がある場合

この「手引き」は、申告に係る課税期間(令和4年中)に新税率(7.8%及び6.24%)が適用された取引のみを行った(付表1-3及び2-3を用いて計算する)場合について説明しています。

旧税率(3%、4%又は6.3%)が適用された取引がある場合は、地方消費税額の計算方法が異なるため、付表1-1、1-2、2-1及び2-2を用いて計算します。

この場合に使用するこれらの付表は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

消費税額を計算する

消費税の税額を計算し、付表1-3①欄から⑨欄までと、付表2-3を記入します。

step.1 課税取引の内容を整理する

令和4年分の区分経理された帳簿などから、課税取引金額計算表〔表イ-1〕に税率ごとに金額を転記し、消費税の課税取引金額を計算します。

課税標準額の計算には、課税取引金額計算表〔表イ-1〕と、課税売上高計算表〔表ロ〕を使用します。

Q. 売上金額には何が含まれますか？

A. 営業・農業などの事業所得に係る売上金額、不動産所得に係る売上金額の他、業務用固定資産の売却代金なども含まれます。

step.2 課税売上高の合計額を計算する

$$\text{売上金額} - \text{課税売上げに} = \text{課税売上高} \\ \text{ならないもの} \quad \text{(税込み)}$$

step.3 課税標準額を計算する

$$\text{課税売上高} \times \left(\frac{100}{108} \text{ 又は } \frac{100}{110} \right) = \text{課税標準額} \\ \text{(税込み)} \quad (1,000\text{円未満切捨て})$$

課税取引金額計算表〔表イ-1〕で計算した各所得の課税仕入高の合計を、課税仕入高計算表〔表ハ〕を使用して計算します。

控除対象仕入税額の計算には、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表〔付表2-3〕を使用します。

step.4 消費税額を計算する

$$\text{課税標準額} \times (6.24\% \text{ 又は } 7.8\%) = \text{消費税額}$$

step.5 課税仕入高の合計額を計算する

$$\text{仕入れ等の金額} - \text{課税仕入れにならないもの} = \text{課税仕入高}$$

step.6 課税資産の譲渡等の対価の額を計算する

$$\text{課税売上額 (税抜き)} + \text{免税売上額} = \text{課税資産の譲渡等の対価の額}$$

step.7 資産の譲渡等の対価の額を計算する

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} + \text{非課税売上額} = \text{資産の譲渡等の対価の額}$$

step.8 課税売上割合を計算する

資産の譲渡等の対価の額 (step.7) に占める、課税資産の譲渡等の対価の額 (step.6) の割合を計算します。

$$\text{課税資産の譲渡等の対価の額} \div \text{資産の譲渡等の対価の額} = \text{課税売上割合}$$

step.9 課税仕入れに係る消費税額を計算する

$$\text{課税仕入高の合計} \times \left(\frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) - \text{仕入対価の} \\ \text{(税込み)} \quad \text{返還等の金額} \times \left(\frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} \right) = \text{課税仕入れに} \\ \text{(税込み)} \quad \text{係る消費税額}$$

step.10 特定課税仕入れに係る消費税額を計算する

※ 当課税期間における課税売上割合 (step.8) が95%未満で、特定課税仕入れがある (事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた) 事業者の方のみ計算が必要です。詳しくは、45ページを参照してください。

step.11 課税貨物に係る消費税額を記入する

※ 保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額がある場合に記入します。

step.12 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する

※ 令和3年分において免税事業者であった方が、令和4年分から課税事業者となった場合、又は令和4年分において課税事業者であった方が、令和5年分から免税事業者になる場合には、棚卸資産に係る消費税額の調整を行います。

step.13 課税仕入れ等の税額の合計額を計算する

※ 課税仕入れに係る消費税額 (step.9)、特定課税仕入れに係る消費税額 (step.10)、課税貨物に係る消費税額 (step.11)、消費税額の調整額 (step.12) の合計額を計算します。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} + \text{課税貨物に係る消費税額} \pm \text{消費税額の調整額} = \text{課税仕入れ等の税額の合計額}$$

step.14~16 控除対象仕入税額を計算する

■ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合 (step.8) が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

■ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合 (step.8) が95%未満の場合は、次のいずれかの方式で計算した金額が控除対象仕入税額となります。

<個別対応方式>

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げのみ対応するもの} + \left(\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの} \times \text{課税売上割合} \right) = \text{控除対象仕入税額}$$

<一括比例配分方式>

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

※ 調整対象固定資産に係る消費税額の調整等が必要な場合には、その調整額を加減算して控除対象仕入税額を計算します。

注意

一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

step.17 控除過大調整税額を計算する

※ 貸倒回収等があった場合に計算します。

step.18 返還等対価に係る税額を計算する

※ 返品等があった場合に計算します。

step.19 貸倒れに係る税額を計算する

※ 貸倒れが生じた場合に計算します。

step.20 控除税額小計を計算する

$$\text{控除対象仕入税額} + \text{返還等対価に係る税額} + \text{貸倒れに係る税額} = \text{控除税額小計}$$

step.21 差引税額又は控除不足還付税額を計算する

$$\text{消費税額} + \text{控除過大調整税額} - \text{控除税額小計} = \text{差引税額 (100円未満切捨て) 又は控除不足還付税額}$$

貸倒れが生じた場合は

貸倒れが生じた場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存しておかなければ、消費税額の控除が受けられません。

Q. 還付申告となるのは、どのような場合ですか？

A. 中間申告に係る税額が確定申告での税額を上回った場合、又は課税仕入れ等に係る消費税額が課税売上げに係る消費税額を上回った場合は、還付申告となります。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

地方消費税額を計算する

地方消費税の税額を計算し、付表1-3⑩欄から⑬欄までを記入します。

step.22 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する

step.23 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

$$\begin{array}{c} \text{差引税額} \\ \text{又は} \\ \text{控除不足還付税額} \end{array} \times \frac{22}{78} = \begin{array}{c} \text{納税額（100円未満切捨て）} \\ \text{又は} \\ \text{還付額} \end{array}$$

申告書（第一表及び第二表）を記入する

step.24 申告書第二表を記入する

付表1-3の金額を申告書第二表に転記します。

step.25 申告書第一表①欄から⑨欄までと、⑮⑯欄を記入する

申告書第二表並びに付表1-3及び2-3の金額を申告書第一表に転記します。

step.26 申告書第一表⑩中間納付税額を記入する

step.27 申告書第一表⑪納付税額を計算する

step.28 申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

step.29 申告書第一表⑰欄から⑳欄までを記入する

付表1-3の金額を申告書第一表に転記します。

step.30 申告書第一表㉑中間納付譲渡割額を記入する

step.31 申告書第一表㉒納付譲渡割額を計算する

step.32 申告書第一表㉓中間納付還付譲渡割額を計算する

step.33 申告書第一表㉔消費税及び地方消費税の合計税額を計算する

$$\begin{array}{c} \left(\text{①納付税額} + \text{②納付譲渡割額} \right) - \left(\text{⑧控除不足還付税額} + \text{⑫中間納付還付税額} + \text{⑰還付額} + \text{⑲中間納付還付譲渡割額} \right) \\ = \text{㉔消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額} \end{array}$$

その他の項目を記入する

納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名や付記事項・参考事項などを記入します。

※ 詳しくは、32ページAを参照してください。

申告書を提出する

確定申告書の提出方法は次のとおりです。

1. e-Taxで申告する。
2. 郵便又は信書便により、所轄の税務署又は業務センターに送付する。
3. 税務署の受付に提出する。

※ 詳しくは、35ページを参照してください。

消費税及び地方消費税を納付する

納付方法は次のとおりです。

1. 振替納税を利用する。
2. ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）で納付する。
3. インターネットバンキングやATMで納付する。
4. クレジットカードで納付する。
5. スマートフォンのアプリで納付する。
6. QRコードによりコンビニエンスストアで現金で納付する。
7. 金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する。

※ 詳しくは、35ページを参照してください。

振替納税とは

振替納税は、あらかじめ指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。なお、振替納税のお申込みについては35ページをご覧ください。

（参考）令和5年分の中間申告・納付について

令和4年分の確定消費税額（申告書第一表⑨欄の差引税額）が48万円を超えた事業者の方は、次の区分に応じて令和5年分の中間申告・納付が必要となります。

- ・「48万円を超え400万円以下の事業者の方（年1回の中間申告・納付）」
令和4年分の確定消費税額の6/12の消費税額とその22/78の地方消費税額を令和5年8月31日（木）までに申告・納付してください。
- ・「400万円を超え4,800万円以下の事業者の方（年3回の中間申告・納付）」及び「4,800万円超の事業者の方（年11回の中間申告・納付）」
申告・納付期限等につきましては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

※ 消費税の中間申告書を提出する必要がある事業者の方は、消費税の中間納付税額の22/78の金額を地方消費税の中間納付税額として、消費税の中間申告と併せて申告・納付しなければなりません。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者の方（中間申告義務のない事業者の方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付できます。

令和5年分の6月中間申告対象期間の末日は令和5年6月30日（金）ですので、令和5年分の中間申告から適用を受けようとする場合には、同日までに届出書を所轄税務署長へ提出してください。

※ 中間納付税額は、前年の確定消費税額の6/12の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

消費税及び地方消費税は、最終的には消費者が負担する、預り金的な性格を有する税です。
申告と納付は、期限内に正しく行ってください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.1 課税取引の内容を整理する

課税期間（令和4年1月1日～12月31日）における、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上げの合計金額（消費税及び地方消費税を含まない）を計算します。

「課税取引金額計算表」〔表イー-1〕（37ページ）を使用します。

- step.1-1** 令和4年分の区分経理された帳簿等から、「課税取引金額計算表」〔表イー-1〕のA欄に金額を転記します。
- step.1-2** A欄の金額のうち、課税取引にならないものの金額を、B欄に記入します。
- step.1-3** A欄の金額のうち、課税取引になるものの金額（A欄の金額とB欄の金額の差額）を計算し、C欄に記入します。
- step.1-4** C欄の金額のうち、軽減税率6.24%適用分をD欄に、標準税率7.8%適用分をE欄にそれぞれ記入します。

44ページに、課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した「消費税課税取引の判定表」を掲載していますので、ご利用ください。

農業所得又は不動産所得がある場合は、それぞれの「課税取引金額計算表」を使用してください。

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の確定申告書の作成方法を、設例に基づいて説明します。

甲野商店は、物品販売業を営む小売業者です。

- 令和4年分の所得は、小売業による事業所得と、業務用固定資産の売却（譲渡所得）以外にはありません。
- 基準期間である令和2年分の課税売上高は、19,951,456円です。
- 消費税及び地方消費税に関する記帳は、税込経理方式（36ページ参照）で行っています。
- 令和3年分は免税事業者でした。
- 令和4年分の区分経理された帳簿等から、「課税取引金額計算表」〔表イー-1〕へ転記した決算額は15ページのとおりです。なお、消費税及び地方消費税に関する次の特記事項があります。
 - ・ 売上（収入）金額22,730,000円には、ビール券の売上高（非課税取引）350,000円が含まれています。また、課税取引となる売上金額22,380,000円のうち、軽減税率6.24%適用分は13,110,000円、標準税率7.8%適用分は9,270,000円です。
 - ・ 期首商品棚卸高1,741,000円は、全て免税事業者であった令和3年中に仕入れたもので、全て課税取引（税率7.8%適用分）に係るものです。
 - ・ 仕入金額14,920,000円には、ビール券の仕入高（非課税取引）320,000円が含まれています。また、課税取引となる仕入金額14,600,000円のうち、軽減税率6.24%適用分は8,700,000円、標準税率7.8%適用分は5,900,000円です。
 - ・ 以下の経費は、全て課税取引に係るものであり、適用税率ごとの内訳金額は次のとおりです。

科 目	合 計	軽減税率6.24%適用分	標準税率7.8%適用分
水道光熱費	105,000 円	0 円	105,000 円
旅費交通費	69,000 円	0 円	69,000 円
通 信 費	167,000 円	0 円	167,000 円
広告宣伝費	96,000 円	0 円	96,000 円
接待交際費	76,000 円	16,000 円	60,000 円
修 繕 費	121,000 円	0 円	121,000 円
消耗品費	201,000 円	0 円	201,000 円
雑 費	48,000 円	20,000 円	28,000 円

- ・ 福利厚生費81,000円は、全て労災保険や雇用保険の雇用主負担分です。
- ・ 給料賃金1,233,000円には、従業員の通勤手当（課税取引）33,000円が含まれています。
- ・ 地代家賃120,000円は、全て地代（非課税取引）です。
- 店舗を改装し、シャッター代600,000円と、陳列棚代310,000円を支払っています。
- 配達用車両を280,000円で売却しています。
- 売上げや仕入れに係る返品・値引き・割戻しの金額がありますが、それらの金額は、売上金額又は仕入金額から直接減額する方法で経理処理しています。

表イー-1

課税取引金額計算表
step.1-1 step.1-2 step.1-3 step.1-4

(令和4年分)

科目	決算額 A	Aのうち課税取引 にならないもの (※1)		課税取引金額 (A-B)		うち軽減税率 6.24%適用分		うち標準税率 7.8%適用分	
		B	C	D	E				
売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	22,730,000	350,000	22,380,000	13,110,000	9,270,000				
期首商品棚卸高 ②	1,741,000								
売上仕入金額 ③	14,920,000	320,000	14,600,000	8,700,000	5,900,000				
売上原価 ④	16,661,000								
期末商品棚卸高 ⑤	1,792,000								
差引原価 ⑥	14,869,000								
差引金額 ⑦	7,861,000								
租税公課 ⑧	180,000	180,000	0						
荷造運賃 ⑨									
水道光熱費 ⑩	105,000		105,000					105,000	
旅費交通費 ⑪	69,000	0	69,000					69,000	
通信費 ⑫	167,000	0	167,000					167,000	
広告宣伝費 ⑬	96,000	0	96,000					96,000	
接待交際費 ⑭	76,000	0	76,000	16,000	60,000				
損害保険料 ⑮	105,000	105,000							
修繕費 ⑯	121,000		121,000					121,000	
消耗品費 ⑰	201,000		201,000					201,000	
減価償却費 ⑱	472,064	472,064							
福利厚生費 ⑲	81,000		81,000					81,000	
給料賃金 ⑳	1,233,000	1,200,000	33,000					33,000	
外注工賃 ㉑									
利子溜引料 ㉒	107,000	107,000							
施代家賃 ㉓	120,000	120,000	0						
貸倒金 ㉔									
雑費 ㉕	48,000	0	48,000	20,000	28,000				
計 ㉖	3,181,064	2,265,064	916,000	36,000	880,000				
差引金額 ㉗	4,679,936								
③+㉖	18,101,064		15,516,000	8,736,000	6,780,000				

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

軽減税率6.24%
又は標準税率7.8%
適用分に区分して
記載します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.2 課税売上高の合計額を計算する

課税売上高計算表〔表ロ〕(38ページ)を使用します。

step.2-1

課税取引金額計算表(事業所得用)〔表イー-1〕

①C~E欄の内容を転記します。

➡表ロ①欄にそれぞれ記入します。

step.2-2

課税取引金額計算表(農業所得用)〔表イー-2〕

④C~E欄の内容を転記します。

➡表ロ②欄にそれぞれ記入します。

step.2-3

課税取引金額計算表(不動産所得用)〔表イー-3〕

④C~E欄の内容を転記します。

➡表ロ③欄にそれぞれ記入します。

step.2-4

その他の所得に係る収入金額がある場合は、所得名称を〔表ロ〕(3)の()欄に記入し、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。

➡表ロ④~⑥欄を使用します。

step.2-5

業務用固定資産等の譲渡所得に係る収入金額がある場合は、収入金額と課税売上げにならないものの金額を記入した上で、差額を計算します。

➡表ロ⑦~⑨欄を使用します。

step.2-6

課税売上高の合計額を計算します。

➡表ロ⑩欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：表ロ

step.2-1

〔表ロ〕①「金額」欄に、

〔表イー-1〕①C欄 22,380,000円

〔表ロ〕①「うち軽減税率6.24%適用分」欄に、

〔表イー-1〕①D欄 13,110,000円

〔表ロ〕①「うち標準税率7.8%適用分」欄に、

〔表イー-1〕①E欄 9,270,000円

をそれぞれ転記します。

step.2-5

配達用車両の売却は、業務用固定資産等の譲渡に該当します。差引課税売上高は、

280,000円 - 0円 = 280,000円

と求められますので、

〔表ロ〕⑦及び⑨「金額」欄に、280,000円と記入します。

また、この車両の売却は標準税率7.8%が適用されることから、

〔表ロ〕⑦及び⑨「うち標準税率7.8%適用分」欄に、280,000円と記入します。

step.2-6

課税売上高の合計額(〔表ロ〕⑩欄)の

「金額」欄は、22,380,000円 + 280,000円 = 22,660,000円

「うち軽減税率6.24%適用分」欄は、13,110,000円

「うち標準税率7.8%適用分」欄は、

9,270,000円 + 280,000円 = 9,550,000円
となりますので、それぞれ記入します。

step.3 課税標準額を計算する

step.3-1

課税売上高の合計額(表口⑩欄)に100/108又は100/110を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税取引に係る売上げの合計金額を計算し、表口⑪・⑫欄にそれぞれ記入します。また、この計算結果を付表1-3①-1欄に転記します。

※ 税抜経理方式(36ページ参照)によっている場合には、課税売上高の合計額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算した金額に、100/108又は100/110を掛けて、課税標準額を計算します。

税率6.24% 適用分	課税売上高 (税込み)	$\times \frac{100}{108} =$	①-1A課税 標準額
税率7.8% 適用分	課税売上高 (税込み)	$\times \frac{100}{110} =$	①-1B課税 標準額

step.3-2

step.3-1の計算結果(表口⑪・⑫欄)の1,000円未満の端数を切り捨て、付表1-3①欄に転記します。

設例 甲野商店の場合：表口

step.3-1

〔表口〕⑪欄は、 $13,110,000$ 円 $\times \frac{100}{108} = 12,138,888$ 円

(付表1-3①-1A欄に転記)

〔表口〕⑫欄は、 $9,550,000$ 円 $\times \frac{100}{110} = 8,681,818$ 円

(付表1-3①-1B欄に転記)

合計は、 $12,138,888$ 円 + $8,681,818$ 円 = $20,820,706$ 円

(付表1-3①-1C欄に記入)

とそれぞれ求められます。

step.3-2

step.3-1で求めた金額の1,000円未満の端数を切り捨て、付表1-3①欄に転記します。

$12,138,888$ 円 $\rightarrow 12,138,000$ 円 (付表1-3①A欄に転記)

$8,681,818$ 円 $\rightarrow 8,681,000$ 円 (付表1-3①B欄に転記)

課税標準額の合計額は、

$12,138,000$ 円 + $8,681,000$ 円 = $20,819,000$ 円

(付表1-3①C欄に記入)

と求められます。

甲野商店の課税売上高計算表は、以下のとおりです。

課税売上高計算表				(表口)
(令和4年分)				
(1) 事業所得に係る課税売上高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
営業等課税売上高	① 22,380,000	13,110,000	9,270,000	
農業課税売上高	②			
(2) 不動産所得に係る課税売上高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
課税売上高	③			
(3) () 所得に係る課税売上高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
損益計算書の取入金額	④			
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤			
差引課税売上高(④-⑤)	⑥			
(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金額	うち軽減税率 6.24%適用分	うち標準税率 7.8%適用分	
業務用固定資産等の譲渡取入金額	⑦ 280,000		280,000	
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧			
差引課税売上高(⑦-⑧)	⑨ 280,000		280,000	
(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩ 22,660,000	13,110,000	9,550,000	
(6) 課税資産の譲渡等の対価等の額の計算				
	$13,110,000$ 円 $\times \frac{100}{108}$			
		(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-3の①-1A欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1A欄へ	12,138,888	
	$9,550,000$ 円 $\times \frac{100}{110}$			
		(1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-3の①-1B欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1B欄へ	8,681,818	

step.2-1

step.2-2

step.2-3

step.2-4

step.2-5

step.2-6

step.3-1

step.4 消費税額を計算する

付表1-3①課税標準額に、消費税(国税)の税率(6.24%又は7.8%)を掛けて消費税額を計算し、その計算結果を付表1-3②欄に記入します。

税率6.24%適用分

①A課税標準額 × 6.24% = ②A消費税額

税率7.8%適用分

①B課税標準額 × 7.8% = ②B消費税額

※ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例を適用する場合は、32ページDを参照してください。

設例 甲野商店の場合

消費税額は、次のように求められます。

税率6.24%適用分 (付表1-3②A欄に記入)

12,138,000円 × 6.24% = 757,411円

税率7.8%適用分 (付表1-3②B欄に記入)

8,681,000円 × 7.8% = 677,118円

合計 (付表1-3②C欄に記入)

757,411円 + 677,118円 = 1,434,529円

設例 甲野商店の場合

ここまでの計算結果を記入した付表1-3は次のとおりです。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 一般

課税期間	令和4・1・1 ~ 令和4・12・31		氏名又は名称	甲野 太郎	
区分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)		
課税標準額 ①	12,138,000	8,681,000	20,819,000	step.3-2	
①の課税資産の譲渡等 の対価の額	12,138,888	8,681,818	20,820,706	step.3-1	
内 ①・2 特定課税仕入れに 係る支払対価の額					
消費税額 ②	757,411	677,118	1,434,529	step.4	
	(付表2-3の⑤・⑥A欄の合計金額)	(付表2-3の⑤・⑥B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ		

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.5 課税仕入高の合計額を計算する

「課税仕入高計算表」〔表八〕(39ページ)を使用します。

step.5-1

課税取引金額計算表(事業所得用)〔表イ-1〕

③C～E欄の内容を転記します。

→〔表八〕①欄にそれぞれ記入します。

step.5-2

課税取引金額計算表(農業所得用)〔表イ-2〕

③C～E欄の内容を転記します。

→〔表八〕②欄にそれぞれ記入します。

step.5-3

課税取引金額計算表(不動産所得用)〔表イ-3〕

④C～E欄の内容を転記します。

→〔表八〕③欄にそれぞれ記入します。

step.5-4

その他の所得に係る課税仕入高がある場合は、所得名称を〔表八〕の()欄に記入し、仕入れ等の金額と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→〔表八〕④～⑥欄を使用します。

step.5-5

業務用固定資産等の取得に係る課税仕入高がある場合は、取得費用等と課税仕入れにならないものの金額を記入し、差額を計算します。

→〔表八〕⑦～⑨欄を使用します。

※居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限(45ページ参照)の適用を受ける場合、〔表八〕⑧欄には当該居住用賃貸建物の取得費を合わせて記載します。

step.5-6

課税仕入高の合計額を計算します。

→〔表八〕⑩欄を使用します。

step.5-7

課税仕入高の合計額〔表八〕⑩欄)に6.24/108又は7.8/110を掛けて、税率の異なるごとに区分した課税仕入れに係る消費税額を計算します。

→〔表八〕⑪・⑫欄を使用します。

設例 甲野商店の場合：表八

step.5-1

〔表八〕①「金額」欄に、

〔表イ-1〕③C欄 15,516,000 円

〔表八〕①「うち軽減税率6.24%適用分」欄に、

〔表イ-1〕③D欄 8,736,000 円

〔表八〕①「うち標準税率7.8%適用分」欄に、

〔表イ-1〕③E欄 6,780,000 円

をそれぞれ転記します。

step.5-5

店舗の改装によるシャッターと陳列棚の代金は、業務用固定資産等の取得費に該当します。

差引課税仕入高は、910,000 円 - 0 円 = 910,000 円

と求められますので、

〔表八〕⑦及び⑨「金額」欄に、910,000 円と記入します。

また、これらの資産の取得は標準税率7.8%が適用されることから、〔表八〕⑦及び⑨「うち標準税率7.8%適用分」欄に、

910,000 円と記入します。

step.5-6

課税仕入高の合計額〔表八〕⑩欄)の「金額」欄は、

15,516,000 円 + 910,000 円 = 16,426,000 円

「うち軽減税率6.24%適用分」欄は、8,736,000 円

「うち標準税率7.8%適用分」欄は、

6,780,000 円 + 910,000 円 = 7,690,000 円

となりますので、それぞれ記入します。

step.5-7

〔表八〕⑪欄は、8,736,000 円 × $\frac{6.24}{108}$ = 504,746 円

〔表八〕⑫欄は、7,690,000 円 × $\frac{7.8}{110}$ = 545,290 円

とそれぞれ求められます。

甲野商店の課税仕入高計算表は、以下のとおりです。

項目	金額	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分
1) 事業所得に係る課税仕入高			
営業等課税仕入高	① 15,516,000	8,736,000	6,780,000
農業課税仕入高	②		
2) 不動産所得に係る課税仕入高			
課税仕入高	③		
3) () 所得に係る課税仕入高			
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④		
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤		
差引課税仕入高(④-⑤)	⑥		
4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高			
業務用固定資産等の取得費	⑦ 910,000		910,000
⑦のうち、課税仕入れにならないもの*	⑧		
差引課税仕入高(⑦-⑧)	⑨ 910,000		910,000
5) 課税仕入高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩ 16,426,000	8,736,000	7,690,000
6) 課税仕入れに係る消費税額の計算			
8,736,000 円 × 6.24/108	⑪	504,746	
7,690,000 円 × 7.8/110	⑫		545,290

step.5-1
step.5-2

step.5-3

step.5-4

step.5-5

step.5-6

step.5-7

step.6からstep.17までの計算には、「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」〔付表2-3〕(41ページ)を使用します。

step.6 課税資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.6-1

付表2-3に、課税売上額、免税売上額、非課税資産の輸出等の金額等を記入します。

→付表2-3①～③欄に記入します。

step.6-2

課税資産の譲渡等の対価の額を計算します(付表2-3①～③欄の合計)。

→付表2-3④C欄を使用します。

step.7 資産の譲渡等の対価の額を計算する

step.7-1

課税資産の譲渡等の対価の額(step.6-2)、〔表イ-1〕①B「Aのうち課税売上げにならないもの」欄の金額のうち非課税売上額を記入します。

→付表2-3⑤、⑥欄に記入します。

step.7-2

資産の譲渡等の対価の額を計算します(付表2-3⑤、⑥欄の合計)。

→付表2-3⑦欄を使用します。

step.8 課税売上割合を計算する

課税資産の譲渡等の対価の額(課税売上高)(step.6-2)を資産の譲渡等の対価の額(総売上高)(step.7-2)で割ります。

(注)課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

→付表2-3⑧欄を使用します。

step.9 課税仕入れに係る消費税額を計算する

課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)に〔表ハ〕で計算した課税仕入れ高の合計(〔表ハ〕⑩欄)を、課税仕入れに係る消費税額に〔表ハ〕⑪・⑫欄をそれぞれ記入します。

→付表2-3⑨、⑩欄に記入します。

設例 甲野商店の場合

step.6-1

付表2-3①A欄に、〔表ロ〕①欄 12,138,888 円

付表2-3①B欄に、〔表ロ〕②欄 8,681,818 円

をそれぞれ転記し、

付表2-3①C欄に、各欄の合計額 20,820,706 円を記入します。

step.6-2

課税資産の譲渡等の対価の額は、

20,820,706 円 + 0 円 + 0 円 = 20,820,706 円と求められます。

step.7-1

付表2-3⑤C欄に、付表2-3④C欄 20,820,706 円を転記します。

付表2-3⑥C欄に、〔表イ-1〕①B欄 350,000 円を転記します。

step.7-2

資産の譲渡等の対価の額は、

課税資産の譲渡等の対価の額 20,820,706 円
+ 非課税売上額 350,000 円
= 21,170,706 円と求められます。

step.8

課税売上割合は、

課税資産の譲渡等の対価の額 20,820,706 円
÷ 資産の譲渡等の対価の額 21,170,706 円
= 98.3 %と求められます。

step.9

付表2-3⑨A欄に、〔表ハ〕⑩

「うち軽減税率6.24%適用分」欄 8,736,000 円

付表2-3⑨B欄に、〔表ハ〕⑩

「うち標準税率7.8%適用分」欄 7,690,000 円

付表2-3⑩A欄に、〔表ハ〕⑪欄 504,746 円

付表2-3⑩B欄に、〔表ハ〕⑫欄 545,290 円

をそれぞれ転記し、

付表2-3⑨C欄に、各欄の合計額 16,426,000 円

付表2-3⑩C欄に、各欄の合計額 1,050,036 円

をそれぞれ記入します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.10 特定課税仕入れに係る消費税額を計算する

課税売上割合 (step.8) が95%未満で、特定課税仕入れがある (事業者向け電気通信利用役務の提供又は特定役務の提供を受けた) 方のみ計算が必要です。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

→付表2-3⑪・⑫を使用します。

step.11 課税貨物に係る消費税額を記入する

保税地域から引き取った課税貨物に課された消費税額※、又は課されるべき消費税額※がある場合に記入します。

※地方消費税の額を除きます。

→付表2-3⑬欄に記入します。

step.12 納税義務の免除を受けない、又は受けることとなった場合の、消費税額の調整額を計算する

Aに該当する場合は加算、Bに該当する場合は減算することになります。

A 令和3年分は免税事業者だったが、令和4年分から課税事業者となった場合の消費税額の調整額

税率6.24%
適用分

令和3年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
免税事業者であった課税期間中に国内において譲り受けた棚卸資産で、
税率6.24%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{6.24}{108} =$ ⑭A 消費税額の調整額

→付表2-3⑭A欄に記入します。

税率7.8%
適用分

令和3年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
免税事業者であった課税期間中に国内において譲り受けた棚卸資産で、
税率7.8%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{7.8}{110} =$ ⑭B 消費税額の調整額

→付表2-3⑭B欄に記入します。

B 令和4年分は課税事業者であるが、令和5年分から免税事業者となる場合の消費税額の調整額

税率6.24%
適用分

令和4年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
令和4年中に国内において譲り受けた棚卸資産で、
税率6.24%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{6.24}{108} =$ ⑭A 消費税額の調整額

→付表2-3⑭A欄に記入します。

税率7.8%
適用分

令和4年12月31日に所有していた棚卸資産のうち、
令和4年中に国内において譲り受けた棚卸資産で、
税率7.8%適用分の課税仕入れ等に係るものの取得に要した費用 $\times \frac{7.8}{110} =$ ⑭B 消費税額の調整額

→付表2-3⑭B欄に記入します。

設例 甲野商店の場合

step.12

甲野商店は、令和4年分から新たに課税事業者となったので、納税義務の免除を受けないこととなった場合の消費税額の調整を行います。

棚卸資産は、全て課税取引 (税率7.8%適用分) に係るものですので、消費税額の調整額は

$$1,741,000 \text{円} \times \frac{7.8}{110} = 123,452 \text{円}$$

と求められます。

したがって、付表2-3⑭B欄に、123,452円と記入します。

step.13 課税仕入れ等の税額の合計額を計算する

課税仕入れに係る消費税額(step.9)、特定課税仕入れに係る消費税額(step.10)、課税貨物に係る消費税額(step.11)、消費税の調整額(step.12)の合計額を計算します。

→付表2-3⑮欄を使用します。

step.14 控除対象仕入税額を計算する

→付表2-3⑯～⑳欄を使用します。

- A** 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合(step.8)が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額を全額控除します。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} = \text{控除対象仕入税額}$$

- B** 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合(step.8)が95%未満の場合は、次のいずれかの方式で計算します。

<個別対応方式>

課税仕入れ等に係る消費税額を、①課税売上げ(免税売上げを含む)にのみ対応するもの、②非課税売上げにのみ対応するもの、③どちらにも共通して対応するものの、3つに区分して計算する方法です。

$$\text{課税仕入れの税額の合計額のうち課税売上げにのみ対応するもの} + \left(\frac{\text{課税仕入れ等の税額の合計額のうち課税売上げと非課税売上げに共通して対応するもの}}{\text{課税売上割合}} \right) = \text{控除対象仕入税額}$$

<一括比例配分方式>

課税仕入れ等に係る消費税額に、課税売上割合を掛けて、仕入控除税額を計算する方法です。

$$\text{課税仕入れ等の税額の合計額} \times \text{課税売上割合} = \text{控除対象仕入税額}$$

※ 一括比例配分方式を採用している事業者は、この方法を2年間以上継続適用した後でなければ、個別対応方式に変更できません。

設例 甲野商店の場合

step.13

課税仕入れ等の税額の合計額は、次のように求められます。

税率6.24%適用分 (付表2-3⑮A欄に記入)

$$504,746 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 504,746 \text{ 円}$$

税率7.8%適用分 (付表2-3⑮B欄に記入)

$$545,290 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 123,452 \text{ 円} = 668,742 \text{ 円}$$

合計 (付表2-3⑮C欄に記入)

$$504,746 \text{ 円} + 668,742 \text{ 円} = 1,173,488 \text{ 円}$$

step.14

課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上(step.8 98.3%)なので、課税仕入れ等の税額の合計額を、全額控除します。

(付表2-3⑮欄の金額を、付表2-3⑯欄と⑳欄に記入)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.15 控除税額を調整する

→付表2-3②③欄を使用します。

次のいずれかに該当する場合は、控除税額の調整が必要です。

- A** 取得した調整対象固定資産に係る消費税額を、令和2年分の消費税の申告において次により控除した場合で、令和4年課税期間の末日において当該資産を有しており、当該課税期間の課税売上割合が著しく変動したときは、その調整額を計算し、付表2-3②欄に記入します。
- ・ 課税売上割合が95%以上で、全額控除した場合
 - ・ 個別対応方式により、課税売上げと非課税売上げに共通して対応する課税仕入れとして控除した場合
 - ・ 一括比例配分方式により控除した場合
- B** 個別対応方式を適用している方が、取得した調整対象固定資産を、取得してから3年以内に、次により用途を変更した場合は、その調整額を計算し、付表2-3③欄に記入します。
- ・ 課税売上げにのみ要するものを、非課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合
 - ・ 非課税売上げにのみ要するものを、課税売上げにのみ要するものに、用途を変更した場合

調整対象固定資産とは

調整対象固定資産とは、一取引単位についての購入価額（税抜き）が100万円以上の建物（附属設備を含む）、機械装置、車両運搬具、工具、備品等の資産で棚卸資産以外のものをいいます。詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

- C** 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限※1の適用を受けた居住用賃貸建物について、次のいずれかに該当するときは、その調整額を計算し、付表2-3③欄に記入します。
- ・ 第三年度の課税期間※2の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間※3に課税賃貸用※4に供した場合
 - ・ 居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

※1 45ページをご覧ください。

2 第三年度の課税期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間をいいます。

3 調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいいます。

4 課税賃貸用とは、非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいいます。

5 詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載しているリーフレット「消費税法改正のお知らせ（令和2年4月）」をご覧ください。

step.16 差引控除対象仕入税額を計算する

→付表2-3④欄を使用します。

控除対象仕入税額 (step.14) と、控除税額の調整額 (step.15) の差額を計算します。

差額がプラス（正の値）の場合は、控除対象仕入税額 (付表2-3④欄) です。計算結果を付表1-3④欄に転記します。

差額がマイナス（負の値）の場合は、step.17に進んでください。

step.17 控除過大調整税額を計算する

step.16の計算結果がマイナス（負の値）の場合に、その計算結果を付表2-3⑤欄に記入します。

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、課税標準額に対する消費税額から、貸倒れとなった売掛金等（以下「貸倒債権」といいます）に含まれる消費税額を控除しますが、令和4年分の課税期間中に、過去に控除した貸倒債権の一部、又は全部を回収した場合は、適用税率ごとに、回収した貸倒債権に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表2-3⑤欄に記入します。

$$\text{税率6.24\% 適用分} \quad \text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{6.24}{108} = \text{㊸A貸倒回収に係る消費税額}$$

$$\text{税率7.8\% 適用分} \quad \text{回収した貸倒債権の合計額} \times \frac{7.8}{110} = \text{㊸B貸倒回収に係る消費税額}$$

設例 甲野商店の場合：付表2-3

甲野商店の付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表は以下のとおりです。

第4-(10)号様式		付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表		一 般	
課税期間		令和4・1・1～令和4・12・31		氏名又は名称	
項目		税率6.24%適用分		税率7.8%適用分	
		A		B	
		円		円	
				合計	
				(A+B)	
				C	
				円	
課税売上額(税抜き)	①	12,138,888	8,681,818	20,820,706	step.6-1
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④			20,820,706	step.6-2
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			20,820,706	step.7-1
非課税売上額	⑥			350,000	
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦			21,170,706	step.7-2
課税売上割合(④/⑦)	⑧			[98.3%]	step.8
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	8,736,000	7,690,000	16,426,000	step.9
課税仕入れに係る消費税額	⑩	504,746	545,290	1,050,036	
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪				step.10
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫				
課税貨物に係る消費税額	⑬				step.11
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭		123,452	123,452	step.12
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	504,746	668,742	1,173,488	step.13
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯	504,746	668,742	1,173,488	step.14-A
課税5課税95税億税%個別対売売未売円上満上超割の高又は合場がはが合	⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの				step.14-B
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの				
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰+(⑱×④/⑦))				
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額(⑰×④/⑦)	⑳				step.15-A
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒				
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓				step.15-C
控除対象仕入税額[(⑯、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がプラスの時	㉔	504,746	668,742	1,173,488	step.16
控除過大調整税額[(⑯、⑱又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がマイナスの時	㉕				step.17
貸倒回収に係る消費税額	㉖				

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑩及び⑫欄には、値引き、割引、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.18 返還等対価に係る税額を計算する

課税売上げについて、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをした場合は、適用税率ごとに、その返品等に係る消費税額を計算し、その計算結果を付表1-3⑤-1、⑤欄に記入します。

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{6.24}{108} = \text{⑤-1A返還等対価に係る税額}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額} \times \frac{7.8}{110} = \text{⑤-1B返還等対価に係る税額}$$

- ※ 付表1-3⑤-1、⑤欄に記載がある場合には、19ページstep.6の課税資産の譲渡等の対価の額は、課税売上げに係る返品・値引き・割戻しの金額に100/108又は100/110を掛けた金額を差し引いた金額となります。
- ※ 課税売上割合が95%未満で、特定課税仕入れについて返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けた場合は、その返品等に係る消費税額を計算し、付表1-3⑤-2欄に記入し、⑤-1欄との合計額を⑤欄に記入します。詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、所轄の税務署へお尋ねください。

設例のように、課税売上げに係る返品、値引き等の金額を、売上金額から直接減額する経理処理を行っている場合には、この計算は必要ありません。

step.19 貸倒れに係る税額を計算する

課税売上げに係る売掛金等が回収できずに貸倒れとなった場合は、適用税率ごとに、貸倒れとなった売掛金等（貸倒債権）に含まれる消費税額を計算します。この計算結果を付表1-3⑥欄に記入します。

なお、貸倒れに係る消費税額の控除を受ける場合は、債権の切捨ての事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類を保存する必要があります。

$$\text{税率6.24\%適用分} \quad \text{貸倒れに係る金額(税込み)} \times \frac{6.24}{108} = \text{⑥A貸倒れに係る税額}$$

$$\text{税率7.8\%適用分} \quad \text{貸倒れに係る金額(税込み)} \times \frac{7.8}{110} = \text{⑥B貸倒れに係る税額}$$

以下の貸倒回収や返還等対価及び貸倒れに係る税額については、付表1-3③欄、⑤欄及び⑥欄の計算は行いません。

- ・免税事業者であった課税期間における課税売上げに係る売掛金等の貸倒れの回収
- ・免税事業者であった課税期間における課税売上げに係る返品、値引き、割戻し
- ・免税事業者であった課税期間における課税売上げに係る売掛金等の貸倒れ
- ・課税売上げに係る債権以外の債権の貸倒れ

step.20 控除税額小計を計算する

適用税率ごとに、付表1-3④控除対象仕入税額、⑤返還等対価に係る税額、⑥貸倒れに係る税額を合計し、計算結果を付表1-3⑦欄に記入します。

$$\text{④控除対象仕入税額} + \text{⑤返還等対価に係る税額} + \text{⑥貸倒れに係る税額} = \text{⑦控除税額小計}$$

設例 甲野商店の場合

控除税額小計は、次のように求められます。

税率6.24%適用分 (付表1-3⑦A欄に記入)

$$504,746 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 504,746 \text{ 円}$$

税率7.8%適用分 (付表1-3⑦B欄に記入)

$$668,742 \text{ 円} + 0 \text{ 円} + 0 \text{ 円} = 668,742 \text{ 円}$$

合計 (付表1-3⑦C欄に記入)

$$504,746 \text{ 円} + 668,742 \text{ 円} = 1,173,488 \text{ 円}$$

step.21 差引税額又は控除不足還付税額を計算する

課税売上げに係る消費税額（消費税額と控除過大調整税額の合計額）から、控除税額小計を差し引いて差引税額を計算し、計算結果の100円未満を切り捨てた金額を付表1-3⑨欄に記入します。

$$\text{②消費税額} + \text{③控除過大調整税額} - \text{⑦控除税額小計} = \text{⑨差引税額 (100円未満切捨て)}$$

上記計算式の計算結果がマイナス(負の値)の場合、還付申告となります。この場合、次の計算式で控除不足還付税額を計算し、計算結果を付表1-3⑩欄に記入します。

$$\text{⑦控除税額小計} - \text{②消費税額} - \text{③控除過大調整税額} = \text{⑩控除不足還付税額}$$

設例 甲野商店の場合

(付表1-3⑨欄に記入)

差引税額は、次のように求められます。

$$1,434,529 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 1,173,488 \text{ 円} = 261,041 \text{ 円}$$

$$261,041 \text{ 円} \rightarrow 261,000 \text{ 円 (100円未満切捨て)}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.22 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する

付表1-3⑨欄に記入がある場合は、⑨差引税額を付表1-3⑪欄に転記します。

付表1-3⑧欄に記入がある場合は、⑧控除不足還付税額を付表1-3⑩欄に転記します。

設例 甲野商店の場合

付表1-3⑪C欄に、付表1-3⑨C欄 261,000 円を転記します。

step.23 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

次の計算式により計算し、計算結果を付表1-3⑬又は⑭欄に記入します。なお、⑬納税額は、100円未満を切り捨てた金額を記入します。

$$\begin{array}{l} \text{地方消費税の課税標準となる消費税額} \\ \text{(⑪差引税額又は⑩控除不足還付税額)} \end{array} \times \frac{22}{78} = \begin{array}{l} \text{譲渡割額} \\ \text{(⑬納税額(100円未満切捨て)又は⑭還付額)} \end{array}$$

設例 甲野商店の場合

譲渡割額（納税額）は、次のように求められます。

(付表1-3⑬欄に記入)

$$\underline{261,000} \text{ 円} \times \frac{22}{78} = \underline{73,615} \text{ 円}$$

$$\underline{73,615} \text{ 円} \rightarrow \underline{73,600} \text{ 円(100円未満切捨て)}$$

設例 甲野商店の場合：付表1-3

甲野商店の付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表は、以下のとおりです。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和4・1・1	～令和4・12・31	氏名又は名称	甲野 太郎
区	分	税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
課税標準額	①	12,138,000	8,681,000	20,819,000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	12,138,888	8,681,818	20,820,706	
	①・2				
② 消費税額	②	757,411	677,118	1,434,529	
③ 控除過大調整税額	③				
控除税額	④ 控除対象仕入税額	504,746	668,742	1,173,488	
	⑤ 返還等対価に係る税額				
	⑤・1 売上げの返還等対価に係る税額				
	⑤・2 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額				
	⑥ 貸倒れに係る税額				
	⑦ 控除税額小計 (④+⑤+⑥)	504,746	668,742	1,173,488	
⑧ 控除不足還付税額 (⑦-②-③)					
⑨ 差引税額 (②+③-⑦)			261,000		
地方消費税の課税標準額	⑩ 控除不足還付税額 (⑧)				
	⑪ 差引税額 (⑨)			261,000	
譲渡割納税額	⑫ 還付額				
	⑬ 割納税額			73,600	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

申告書（第一表及び第二表）の記入

step.24 申告書第二表を記入する

付表1-3から、次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目		転記元項目等	
課税標準額		①	付表1-3の①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表1-3の①-1A欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表1-3の①-1B欄の金額
		⑦	付表1-3の①-1C欄の金額
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	7.8%適用分	⑨	付表1-3の①-2B欄の金額
		⑩	付表1-3の①-2C欄の金額
消費税額		⑪	付表1-3の②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表1-3の②A欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表1-3の②B欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表1-3の⑤C欄の金額
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	付表1-3の⑤-1C欄の金額
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲	付表1-3の⑤-2C欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表1-3⑪欄（プラスの場合）又は⑩欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表1-3⑪欄（プラスの場合）又は⑩欄（マイナスの場合）の金額

step.25 申告書第一表を記入する

申告書第二表、付表1-3及び2-3から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目等	
課税標準額		①	申告書第二表の①欄の金額
消費税額		②	申告書第二表の⑪欄の金額
控除過大調整税額		③	付表1-3の③C欄の金額
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表1-3の④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表の⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表1-3の⑥C欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表1-3の⑦C欄の金額
控除不足還付税額		⑧	付表1-3の⑧欄の金額
差引税額		⑨	付表1-3の⑨欄の金額
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	付表2-3の④欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	付表2-3の⑦欄の金額

※ 申告書第一表⑨欄の差引税額が48万円超の場合は、令和5年分の中間申告・納付が必要となります。13ページを参照してください。

step.26 申告書第一表⑩中間納付税額を記入する（令和4年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和4年の消費税の中間納付税額の合計額を、申告書第一表⑩欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付税額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付税額は印字されません。最終の中間申告分まで（3回分又は11回分）の消費税額を合計し、申告書第一表⑩欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付税額の金額をご確認ください。

step.27 申告書第一表⑩納付税額を計算する

申告書第一表⑨差引税額が⑩中間納付税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑩欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表⑩欄は空欄のまま、step.28に進んでください。

$$\text{⑨差引税額} - \text{⑩中間納付税額} = \text{⑩納付税額}$$

設例 甲野商店の場合

納付税額は、
差引税額 $261,000$ 円 - 0 円 = $261,000$ 円
と求められます。

step.28 申告書第一表⑫中間納付還付税額を計算する

申告書第一表⑩中間納付税額が⑨差引税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑫欄に記入します。

$$\text{⑩中間納付税額} - \text{⑨差引税額} = \text{⑫中間納付還付税額}$$

step.29 申告書第一表⑬欄から⑯欄までを記入する

付表1-3から、次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書の記載項目			転記元項目等
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑬	付表1-3の⑩欄の金額
	差引税額	⑭	付表1-3の⑪欄の金額
譲渡割額	還付額	⑮	付表1-3の⑫欄の金額
	納税額	⑯	付表1-3の⑬欄の金額

step.30 申告書第一表⑰中間納付譲渡割額を記入する（令和4年分の中間申告を行った事業者の方）

中間申告を行った事業者の方は、実際に納付したかどうかにかかわらず、令和4年の地方消費税の中間納付譲渡割額の合計額を申告書第一表⑰欄に記入します。なお、税務署から送付した申告書には、中間納付譲渡割額がある場合、その合計額が印字されています。

※ 3月ごと（年3回）又は1月ごと（年11回）の中間申告を行った場合、税務署から送付する申告書に中間納付譲渡割額は印字されません。最終の中間申告分（3回分又は11回分）までの地方消費税額を合計し、申告書第一表⑰欄に記入してください。

※ 「確定申告のお知らせ」はがき又は通知書をお持ちの事業者の方は、中間納付譲渡割額の金額をご確認ください。

step.31 申告書第一表⑱納付譲渡割額を計算する

申告書第一表⑰納税額が、⑱中間納付譲渡割額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑱欄に記入します。計算結果がマイナス（負の値）となる場合は、申告書第一表⑱欄は空欄のまま、step.32に進んでください。

$$\text{⑰納税額} - \text{⑱中間納付譲渡割額} = \text{⑱納付譲渡割額}$$

設例 甲野商店の場合

納付譲渡割額は、
 $73,600$ 円 - 0 円 = $73,600$ 円
と求められます。

step.32 申告書第一表⑳中間納付還付譲渡割額を計算する

申告書第一表⑱中間納付譲渡割額が⑰納税額を上回る場合、その差額を計算し、計算結果を申告書第一表⑳欄に記入します。

$$\text{⑱中間納付譲渡割額} - \text{⑰納税額} = \text{⑳中間納付還付譲渡割額}$$

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

step.33 申告書第一表㉔消費税及び地方消費税の合計税額を計算する(納付又は還付)

納税する又は還付を受ける消費税及び地方消費税の合計税額を計算し、その計算結果を申告書第一表㉔欄に記入します。
 なお、計算結果がマイナス(負の値)の場合には、数字の左側のマスにマイナス記号(-)を記入してください。

$$(\textcircled{1}\text{納付税額} + \textcircled{2}\text{納付譲渡割額}) - (\textcircled{8}\text{控除不足還付税額} + \textcircled{12}\text{中間納付還付税額} + \textcircled{19}\text{還付額} + \textcircled{23}\text{中間納付還付譲渡割額}) = \textcircled{26}\text{消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額}$$

設例 甲野商店の場合

消費税及び地方消費税の合計税額は、

$$(\text{納付税額 } 261,000 \text{円} + \text{納付譲渡割額 } 73,600 \text{円}) - (\text{控除不足還付税額 } 0 \text{円} + \text{中間納付還付税額 } 0 \text{円} + \text{還付額 } 0 \text{円} + \text{中間納付還付譲渡割額 } 0 \text{円}) = 334,600 \text{円}$$

と求められます。

ここまでの計算結果を記入した申告書第二表は、以下のとおりです。

課 税 標 準 額		①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円																	
※申告書(第一表)の①欄へ																				
課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 の 合 計 額	3 % 適用分	②																		
	4 % 適用分	③																		
	6.3 % 適用分	④																		
	6.24 % 適用分	⑤																		
	7.8 % 適用分	⑥																		
(② ~ ⑥ の 合 計)		⑦																		
特定課税仕入れ に係る支払対価 の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧																		
	7.8 % 適用分	⑨																		
	(⑧ ・ ⑨ の 合 計)	⑩																		
消 費 税 額 ※申告書(第一表)の②欄へ		⑪																		
⑪ の 内 訳	3 % 適用分	⑫																		
	4 % 適用分	⑬																		
	6.3 % 適用分	⑭																		
	6.24 % 適用分	⑮																		
	7.8 % 適用分	⑯																		
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ※申告書(第一表)の⑤欄へ		⑰																		
⑰ の 内 訳	売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑱																		
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲																		
(⑳ ~ ㉓ の 合 計)		⑳																		
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 と な る 消 費 税 額 (注2)	4 % 適用分	㉑																		
	6.3 % 適用分	㉒																		
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓																		

(注1) ⑧~⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
 (注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

ここまでの計算結果を記入した申告書第一表は、以下のとおりです。

この申告書による消費税の税額の計算																	
			十	兆	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一	円
課税標準額	①								2	0	8	1	9	0	0	0	03
消費税額	②								1	4	3	4	5	2	9	06	
控除過大調整税額	③															07	
控除税額	控除対象仕入税額	④							1	1	7	3	4	8	8	08	
	返還等対価に係る税額	⑤														09	
	貸倒れに係る税額	⑥														10	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦							1	1	7	3	4	8	8		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧															13	
差引税額 (②+③-⑦)	⑨								2	6	1	0	0	0		15	
中間納付税額	⑩														0	0	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪								2	6	1	0	0	0			17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫														0	0	18
この申告書 が修正申告 である場合	既確定税額	⑬															19
	差引納付税額	⑭														0	0
課税売上 割合	課税資産の譲渡 等の対価の額	⑮							2	0	8	2	0	7	0	6	21
	資産の譲渡 等の対価の額	⑯							2	1	1	7	0	7	0	6	22
この申告書による地方消費税の税額の計算																	
地方消費税 の課税標準 となる消費 税額	控除不足還付税額	⑰															51
	差引税額	⑱							2	6	1	0	0	0			52
譲渡割額	還付額	⑲															53
	納税額	⑳							7	3	6	0	0				54
中間納付譲渡割額	㉑														0	0	55
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒								7	3	6	0	0				56
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓														0	0	57
この申告書 が修正申告 である場合	既確定譲渡割額	㉔															58
	差引納付譲渡割額	㉕														0	0
消費税及び地方消費税の 合計(納付又は還付)税額	㉖								3	3	4	6	0	0			60

⑳ = (⑪+㉒) - (⑧+⑫+⑰+㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑭+㉕
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

- 基礎知識
- 確定申告の準備
- 確定申告の流れ
- 申告書を作成する
 - 消費税の税額計算
 - 地方消費税の税額計算
 - 申告書(第一表及び第二表)の記入
 - その他の項目
- 申告と納付
- 所得税の決算額調整
- 下書き用申告書等

消費税及び地方消費税の税額計算は、これで終了です。続いて、その他の項目を記入します。

7 その他の項目

税額計算以外の必要事項を記入します。

A 提出日・所轄税務署名・納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名

提出日【第一表】

申告書を提出する年月日を記入します。

所轄税務署名【第一表】

納税地を所轄する税務署名を記入します。

納税地・屋号【第一表・第二表】

申告する事業者の納税地と電話番号、屋号をそれぞれ記入します。

マイナンバー（個人番号）【第一表】

申告する事業者のマイナンバー（個人番号）を記入します。税務署で本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

詳しくは、8ページを参照してください。

氏名【第一表・第二表】

申告者の氏名とフリガナを記入します。

※マイナンバーの記入は申告書第一表のみ

B (個人の方) 振替継続希望【第一表】

転居等により所轄の税務署が変わった場合で、転居前の振替口座を継続希望される方は○印をつけます。

※今回の確定申告で納付が発生しない方や税金が還付される方についても、今後振替納税の継続を希望される場合は、○印をつけてください。

(個人の方) 振替継続希望

C 課税期間・表題

課税期間【第一表・第二表】

個人事業者の方の課税期間は、原則として暦年（1月1日から12月31日まで）です。なお、税務署から送付する申告書には、課税期間があらかじめ印字してあります。

(注) 課税期間の記入は数字で記載してください。

表題【第一表・第二表】

表題のカッコ内に「確定」と記入します。

D 付記事項・参考事項【第一表】

割賦基準・延払基準等・工事進行基準・現金主義会計

特別な売上基準を適用している場合には、該当する売上基準の「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

以下に示す課税標準額に対する消費税計算の特例を、売上げの全て、又は一部に適用している場合には、「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

○ **税込価格を基礎として代金決済を行っている場合**
代金を領収するたびに、税込価格と、価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数を処理した金額）を領収書等に明示しており、端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法。

○ **税抜価格を基礎として代金決済を行っている場合**
代金を領収するたびに、本体価格と、消費税及び地方消費税相当額とを、区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法（旧規則第22条第1項）。

控除税額の計算方法

step.14 (21ページ) で適用した計算方法に○印をつけます。

基準期間の課税売上高

令和2年分の課税売上高を記入します。

E 還付を受けようとする金融機関等【第一表】

還付申告となる場合（申告書第一表㊸欄の計算結果がマイナス（負の値）の場合）は、還付金の受取りについて、希望する振込先預貯金口座を記入します。

※ 預貯金口座の口座名義は、**申告者ご本人の氏名のみ**の口座をご利用ください。以下の場合は振込みできません。

・預貯金口座名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合
・名義が旧姓のままである場合

※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります（公金受取口座の利用はできません）。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

i 銀行等の預金口座の場合

金融機関名、本支店名、預金種類、口座番号を記入します。

ii ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。

・他の金融機関との振込用の「店名（店番）」及び「口座番号」は記入しないでください。

・記号部分と番号部分の間に1桁の数字（通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番）がある場合は、その数字の記入は不要です。

記載例 ゆうちょ銀行の貯金口座を指定する場合

還付を受けようとする金融機関等	※記入不要	銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記入不要	本店・支店 出張所 本所・支所
	※記入不要	預金	口座番号	※記入不要
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	1xxx0-xxxxxxxxxx		
	郵便局名等	※記入不要		

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

F (個人の方) 公金受取口座の利用【第一表】

公金受取口座への振込みを希望（既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。）する場合は、○印をつけます。

※ 「還付を受けようとする金融機関等」を記載する必要はありません（記載があった場合、記載された預貯金口座に振込みを行います）。

※ 申告者ご本人の個人番号（マイナンバー）が正しく記載されていない場合や本人確認書類の不備等により本人確認ができない場合は、公金受取口座を利用することはできません。

(個人の方) 公金受取口座の利用

G 税理士法に基づく書面を提出する場合【第一表】

「税理士法第30条に規定する税務代理権限証書」及び「税理士法第33条の2に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面」を提出する場合は、該当する箇所に○印をつけます。

H 改正法附則による税額の特例計算【第二表】

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、課税売上げを税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者が、税額計算の特例を適用して課税標準額を計算している場合には、該当する特例に○印をつけます。

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52

なお、税額計算の特例については46ページを参照してください。

これで申告書は完成しました。完成した甲野商店の申告書を確認しましょう。

設例 甲野商店の申告書（第一表）

第3-(1)号様式

令和 5年 3月 10日 麹町 税務署長殿

納税地 千代田区霞が関3-1-1
(電話番号 03 - 3210 - ××××)

(フリガナ) コウノショウテン
屋号 甲野商店

個人番号 ××××××××××××

(フリガナ) コウノ タロウ
氏名 甲野 太郎

32ページA参照

32ページB参照

(個人の方) 振替 継続 希望

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認 個人番号カード 身元確認
通知カード・運転免許証 その他

指 導 年 月 日 相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3
令和 年 月 日

個人事業者用 第一表

自 令和 4年 1月 1日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 4年 12月 31日

（中簡申告 自 令和 年 月 日 令和四年の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日）

32ページC参照

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	20819000	03
消費税額	②	1434529	06
控除過大調整税額	③		07
控除税額	④	1173488	08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計	⑦	1173488	13
控除不足還付税額	⑧		14
差引税額	⑨	261000	15
中間納付税額	⑩	00	16
納付税額	⑪	261000	17
中間納付還付税額	⑫	00	18
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
既確定税額	⑭	00	20
課税売上高	⑮	20820706	21
譲渡資産の譲渡等の対価の額	⑯		22
課税売上高	⑰	21170706	23

14〜31ページ参照

割賦基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	31
延払基準等の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	32
工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	33
現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	35
課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="radio"/>	個別対方式	<input type="radio"/>	一括比例配分方式	41
上記以外	<input type="radio"/>	全額控除			
基準期間の課税売上高					19,951 千円

32ページD参照

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰		51
差引税額	⑱	261000	52
還付額	⑲		53
納税額	⑳	73600	54
中間納付譲渡割額	㉑	00	55
納付譲渡割額	㉒	73600	56
中間納付還付譲渡割額	㉓	00	57
この申告書が修正申告である場合	㉔		58
既確定譲渡割額	㉕	00	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	334600	60

銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
農協・漁協 本所・支所

預金 口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

32ページE参照

(個人の方) 公金受取口座の利用

*税務署整理欄

32ページF参照

税理士名 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

32ページG参照

- 基礎知識
- 確定申告の準備
- 確定申告の流れ
- 申告書を作成する
 - 消費税の税額計算
 - 地方消費税の税額計算
 - 申告書(第一表及び第二表)の記入
 - その他の項目
- 申告と納付
- 所得税の決算額調整
- 下書き用申告書等

㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

申告・納付の期限

令和4年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は、**令和5年3月31日(金)**です。

なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は**令和5年3月15日(水)**ですので、お間違のないようご注意ください。

申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3通りあります。

なお、提出が必要な書類については、8ページを参照してください。

1. e-Taxで申告する

2. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署又は業務センター(※)に送付する

確定申告書の提出は郵便又は信書便による送付でも受け付けています。

この場合、通信日付印を提出日とみなします。

※ 国税庁では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書・申請書等を郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

なお、内部事務のセンター化の対象となる税務署については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

3. 住所地等の所轄の税務署の受付に提出する

※ 受付時間外は時間外取受箱に投函してください。

※ 業務センターに直接持参する方法で提出することはできません。

※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

納付方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。

※ 申告書の提出後に、納付書等の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>)をご覧ください。



1. キャッシュレス納付

国税の納付は、次のキャッシュレス納付が便利です。

(1) 振替納税を利用する

振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。振替納税を利用している場合は、確実に振替納付できるよう、預貯金残高をご確認ください。

令和4年分の消費税及び地方消費税の振替日は、

令和5年4月27日(木)です。

なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要です。なお、転居等により所轄税務署が変わり、転居前の振替口座を継続希望される方で、①申告書第一表の「(個人の方) 振替継続希望」欄に○印をつけた場合又は②異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」又は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出している場合は、新たに振替納税の手続は不要です。

※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税について振替納税の手続をしている方であっても、別途振替納税の手続が必要です。

(2) ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)で納付する

事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、税務署又は利用される金融機関に専用の届出書を提出していただくことで、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に口座引落しにより納付できます。

(3) インターネットバンキングやATMで納付する

納付情報を登録又は入力することで、インターネットバンキングやATMから納付できます。

(4) クレジットカードで納付する

インターネットを利用して専用のWeb画面から納付できます。

(5) スマートフォンのアプリで納付する(令和4年12月導入)

インターネットを利用して「スマートフォン決済専用サイト」から、スマホアプリ決済を利用し、納付する方法です。

※ 納付できる金額は30万円以下となります。

※ 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

2. キャッシュレス納付以外の納付方法

キャッシュレス納付以外の納付方法は次のとおりです。

(1) QRコードによりコンビニエンスストアで現金で納付する

自宅等で、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。

※ 納付できる金額は30万円以下となります。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(2) 金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。

※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

振替納税をお勧めします

令和4年分消費税及び地方消費税の振替納税の申込期限は、

令和5年3月31日(金)です。

「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」はe-Taxにより提出できます。

金融機関届出印や電子証明書は不要です。

なお、書面でご提出の場合は、48ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項をご記入の上、所轄の税務署又は金融機関に提出してください。

また、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

消費税及び地方消費税を期限内に納付するために、計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をお願いします。

なお、納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、最寄りの金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

※ 令和5年3月31日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

令和5年4月1日から令和5年5月31日まで	年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合
令和5年6月1日以降	年「14.6%」と「延滞税特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

(注) 延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。ご注意ください。

※ 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。所轄の税務署にお尋ねください。

※ 期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	「修正申告書」を提出して正しい額に訂正する(※1)。
申告をした税額等が実際より多かったとき	「更正の請求書」を提出して正しい額への訂正を求める(※2)。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

● 申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合があるほか、**延滞税**を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

9 所得税の決算額調整

税込経理方式、税抜経理方式による調整方法を説明します。

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の納付税額又は還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、山林所得などの所得(以下「事業所得等」といいます。)の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。

なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

税抜経理方式による経理処理の場合等

税抜経理方式によっている場合には、消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。

なお、2つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

税込経理方式、税抜経理方式とは

税込経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分しないで経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法をいいます。

税抜経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分して経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額を仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法をいいます。

課税取引金額計算表…〔表イ-1〕

課税取引金額計算表

この計算表は見本です。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算地方消費税の
税額計算申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します。

科 目		決 算 額	Aのうち課税取引 にならないもの (※1)	課税取引金額 (A-B)	う ち 軽 減 税 率 6.24% 適用分	う ち 標 準 税 率 7.8% 適用分	
		A	B	C	D	E	
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	円	円	円	円	円	
売上原価	期首商品棚卸高						
	仕入金額						
	小計						
	期末商品棚卸高						
	差引原価						
差引金額	⑦						
経費	租税公課	⑧					
	荷造運賃	⑨					
	水道光熱費	⑩					
	旅費交通費	⑪					
	通信費	⑫					
	広告宣伝費	⑬					
	接待交際費	⑭					
	損害保険料	⑮					
	修繕費	⑯					
	消耗品費	⑰					
	減価償却費	⑱					
	福利厚生費	⑲					
	給料賃金	⑳					
	外注工賃	㉑					
	利子割引料	㉒					
	地代家賃	㉓					
	貸倒金	㉔					
		㉕					
		㉖					
		㉗					
		㉘					
		㉙					
	雑費	㉚					
	計	㉛					
差引金額	㉜						
③+㉜	㉝						

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

課 税 売 上 高 計 算 表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税売上高	金 額		うち 軽減税率 6.24%適用分	うち 標準税率 7.8%適用分
営業等課税売上高	①	表イ-1の④C欄の金額 円	表イ-1の④D欄の金額 円	表イ-1の④E欄の金額 円
農業課税売上高	②	表イ-2の④C欄の金額	表イ-2の④D欄の金額	表イ-2の④E欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税売上高	金 額		うち 軽減税率 6.24%適用分	うち 標準税率 7.8%適用分
課税売上高	③	表イ-3の④C欄の金額	表イ-3の④D欄の金額	表イ-3の④E欄の金額

(3) () 所得に係る課税売上高	金 額		うち 軽減税率 6.24%適用分	うち 標準税率 7.8%適用分
損益計算書の収入金額	④			
④のうち、課税売上げにならないもの	⑤			
差引課税売上高(④-⑤)	⑥			

(4) 業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高	金 額		うち 軽減税率 6.24%適用分	うち 標準税率 7.8%適用分
業務用固定資産等の譲渡収入金額	⑦			
⑦のうち、課税売上げにならないもの	⑧			
差引課税売上高(⑦-⑧)	⑨			

(5) 課税売上高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩			
--------------------------------------	---	--	--	--

(6) 課税資産の譲渡等の対価の額の計算	
_____ 円×100/108 税抜経理方式によっている場合、⑩軽減税率6.24%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑪ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-3の①-1A欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1A欄へ
_____ 円×100/110 税抜経理方式によっている場合、⑩標準税率7.8%適用分欄の金額に課税売上げに係る仮受消費税等の金額を加算して計算します。	⑫ (1円未満の端数切捨て) (一般用)付表1-3の①-1B欄へ (簡易課税用)付表4-3の①-1B欄へ

課税仕入高計算表…〔表八〕

この計算表は見本です。

課税仕入高計算表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税仕入高	金 額		うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分
営業等課税仕入高	①	表イ-1の㉔C欄の金額 円	表イ-1の㉔D欄の金額 円	表イ-1の㉔E欄の金額 円
農業課税仕入高	②	表イ-2の㉔C欄の金額	表イ-2の㉔D欄の金額	表イ-2の㉔E欄の金額
(2) 不動産所得に係る課税仕入高	金 額		うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分
課税仕入高	③	表イ-3の㉔C欄の金額	表イ-3の㉔D欄の金額	表イ-3の㉔E欄の金額
(3) () 所得に係る課税仕入高	金 額		うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④			
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤			
差引課税仕入高(④-⑤)	⑥			
(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高	金 額		うち 軽 減 税 率 6.24%適用分	うち 標 準 税 率 7.8%適用分
業務用固定資産等の取得費	⑦			
⑦のうち、課税仕入れにならないもの※	⑧			
差引課税仕入高(⑦-⑧)	⑨			

(5) 課税仕入高の合計額 (① + ② + ③ + ⑥ + ⑨)	⑩		付表2-3の㉔A欄へ	付表2-3の㉔B欄へ
--------------------------------------	---	--	------------	------------

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算				
_____ 円×6.24/108	⑪	(1円未満の端数切捨て) 付表2-3の㉔A欄へ		
税抜経理方式によっている場合、㉔軽減税率6.24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。				
_____ 円×7.8/110	⑫	(1円未満の端数切捨て) 付表2-3の㉔B欄へ		
税抜経理方式によっている場合、㉔標準税率7.8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。				

※ ⑧欄は、課税仕入れにならないもの(非課税、免税、不課税の仕入れ等)のほか、居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の規定の適用を受ける場合は、当該居住用賃貸建物の取得費を合わせて記載します。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

付表1-3

税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

第4-(9)号様式

この計算表は見本です。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称	
区 分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合 計 C (A+B)	
課税標準額 ①		円 000	円 000	※第二表の①欄へ 円 000	
① 課税資産の譲渡等 の 対価の額 の内 特定課税仕入れに 係る支払対価の額 の 額	① ・ 1	※第二表の⑤欄へ		※第二表の⑥欄へ	
	① ・ 2	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑨欄へ		※第二表の⑦欄へ	
消費税額 ②		※第二表の⑮欄へ		※第二表の⑩欄へ	
控除過大調整税額 ③		(付表2-3の⑳・㉑A欄の合計金額)		(付表2-3の⑳・㉑B欄の合計金額) ※第一表の③欄へ	
控 除 税 額	控除対象仕入税額 ④	(付表2-3の㉒A欄の金額)		(付表2-3の㉒B欄の金額) ※第一表の④欄へ	
	返還等対価に係る税額 ⑤			※第二表の⑰欄へ	
	⑤ 売上げの返還等 対価に係る税額 の内 特定課税仕入れの 返還等対価に係る 税額	⑤ ・ 1		※第二表の⑱欄へ	
	⑤ ・ 2	※⑤-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑲欄へ		※第二表の⑱欄へ	
	貸倒れに係る税額 ⑥			※第一表の⑥欄へ	
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦			※第一表の⑦欄へ	
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧				※第一表の⑧欄へ	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨				※第一表の⑨欄へ 00	
地 方 と 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控除不足還付税額 (⑧) ⑩			※第一表の⑰欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の㉒及び㉓欄へ	
	差引税額 (⑨) ⑪			※第一表の⑱欄へ ※第二表の㉒及び㉓欄へ 00	
還 割 納 税 額	還付額 ⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑲欄へ	
	割納税額 ⑬			(⑪C欄×22/78) ※第一表の⑲欄へ 00	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

この計算表は見本です。

第4-(10)号様式

付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

課税期間		・ ・ ・ ・	氏名又は名称		
項目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
		円	円	円	
課税売上額(税抜き)	①				
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				※第一表の④欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				
非課税売上額	⑥				
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				※第一表の⑦欄へ
課税売上割合(④/⑦)	⑧			[%]	※端数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨				
課税仕入れに係る消費税額	⑩	(⑨A欄×6.24/108)	(⑨B欄×7.8/110)		
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪	※⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		(⑩B欄×7.8/100)		
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮				
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯				
課税売上高が5億円以上かつ、 課税売上割合が95%未満の場合	個別対応方式 ⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの				
	⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの				
	個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [⑰+(⑱×④/⑦)]				
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額(⑰×④/⑦)	⑲				
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳				
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑				
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉒				
控除対象仕入税額 [(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒±㉓]がプラスの時	㉓	※付表1-3の④A欄へ	※付表1-3の④B欄へ		
控除過大調整税額 [(⑯、⑰又は⑱の金額)±㉑±㉒±㉓]がマイナスの時	㉔	※付表1-3の⑤A欄へ	※付表1-3の⑤B欄へ		
貸倒回収に係る消費税額	㉕	※付表1-3の⑥A欄へ	※付表1-3の⑥B欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑩及び⑫欄には、値引き、割戻し、割引など仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

消費税及び地方消費税の申告書第一表（一般用）

この申告書は見本です。

G K 0 3 0 5

第3-(1)号様式

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ)	
屋号	
個人番号	
(フリガナ)	
氏名	

<input type="checkbox"/>	(個人の方) 振替継続希望
申告書	申告年月日 令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 高指定
通信日付印	確認
個人番号カード	身元確認
通知カード・運転免許証	
その他	
指導年月日	相談区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日	

個人事業者用

第一表

令和四年四月一日以後終了課税期間分（一般用）

自 令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書
 至 令和 年 月 日

(中間申告 自 令和 年 月 日)
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十 千 百 十 千 百 十 千 百 十 一 円	
課税標準額	①		000
消費税額	②		
控除過大調整税額	③		
控除対象仕入税額	④		
返還等対価に係る税額	⑤		
貸倒れに係る税額	⑥		
控除税額小計	⑦		
(4)+(5)+(6)			
控除不足還付税額	⑧		
(7)-(2)-(3)			
差引税額	⑨		00
(2)+(3)-(7)			
中間納付税額	⑩		00
納付税額	⑪		00
(9)-(10)			
中間納付還付税額	⑫		00
(10)-(9)			
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	
	差引納付税額	⑭	00
課税売上	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	
割合	資産の譲渡等の対価の額	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	
	差引税額	⑱	00
譲渡割額	還付額	⑲	
納税額		⑳	00
中間納付譲渡割額		㉑	00
納付譲渡割額		㉒	00
(20)-(21)			
中間納付還付譲渡割額		㉓	00
(21)-(20)			
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	
	差引納付譲渡割額	㉕	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額		㉖	

付	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
記	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
事	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
項	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
		控除税額	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応式	41
		税額	上記以外	<input type="checkbox"/>	一括配分方式	
事	基準期間の課税売上高				千円	
還	銀行	本店・支店				
付	金庫・組合	出張所				
を	農協・漁協	本所・支所				
受	預金	口座番号				
付	ゆうちょ銀行の貯金記号番号					
機	郵便局名等					
よ						
う						
関						
と						
等						
	<input type="checkbox"/>	(個人の方) 公金受取口座の利用				
	※税務署整理欄					
税	理士名					
署	(電話番号 - -)					
	<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有				
	<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有				

㉖ = (11)+(22)-(8)+(12)+(13)+(23)・修正申告の場合㉖ = (14)+(25)
 ㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

消費税及び地方消費税の申告書第二表

この申告書は見本です。

G K 0 6 0 2

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

個人事業者用

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38②	52

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 屋号	
(フリガナ) 氏名	

自 令和 年月日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

至 令和 年月日

(中間申告 自 令和 年月日)
 の場合の
 対象期間 至 令和 年月日

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	0 0 0	01
-------	---	-------------------------------	-------	----

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤		05
	7.8 % 適用分	⑥		06
	(② ~ ⑥ の合計)	⑦		07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
	(⑧ ・ ⑨ の合計)	⑩		13

消費税額	⑪		21	
⑪ の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮		25
	7.8 % 適用分	⑯		26

返還等対価に係る税額	⑰		31	
⑰ の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	(⑳ ~ ㉓ の合計)	⑳		41
	4 % 適用分	㉑		42
	6.3 % 適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓		44

(注1) ⑧~⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
 (注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

OCR入力用 この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の税額計算

地方消費税の税額計算

申告書(第一表及び第二表)の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

消費税課税取引の判定表

この判定表は、事業所得等の青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかの、おおよその基準を示しています。実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

消費税課税取引判定表（営業等所得・不動産所得用）

科 目	課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
売上（収入）金額（雑収入を含む）	△	【非課税となるもの】 社会保険診療収入、商品券等の販売代金、土地売却代金、受取利息、住宅家賃 【消費税の対象とならないもの】 保険金、国外取引収入、対価性のない補助金や助成金・給付金 【免税となるもの】 輸出取引等収入
期首商品棚卸高	×	(注)
仕入金額	△	土地購入代金、商品券等仕入代金、運送保険料
小計		
期末商品棚卸高	×	(注)
差引原価		
差引金額		
租税公課	▽	事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、同業者団体・商店会等の通常会費
荷造運賃	△	国際運賃
水道光熱費	○	
旅費交通費	△	海外渡航費・滞在費
通信費	△	国際通信・国際郵便料金
広告宣伝費	△	プリペイドカード等の購入費
接待交際費	△	慶弔費・饂飩などの現金支出、商品券・ビール券・プリペイドカード等の購入費
損害保険料	×	全て課税仕入れになりません。
修繕費	○	
消耗品費	○	
減価償却費	×	全て課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
福利厚生費	▽	健康保険料などの法定福利費、慶弔費 (慰安旅行費等は課税仕入れ)
給料賃金	▽	給料・賞与・退職金(通勤手当は課税仕入れ)
外注工賃	○	
利子割引料	×	全て課税仕入れになりません。
地代家賃	△	地代、住宅家賃
貸倒金	×	(注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
支払手数料	△	登記・免許・特許等の法令に基づく行政手数料
雑費	△	損害賠償金
計		
差引金額		
引当金等		
貸倒引当金繰戻し	×	
専従者給与	×	
貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額		
青色申告特別控除額	×	
所得金額		

消費税課税取引判定表（農業所得用）

科 目	課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
販売金額	△	【免税となるもの】 輸取出引等収入
家事消費金額	○	
事業消費金額	▽	種苗等による事業消費
雑収入	△	【非課税となるもの】 受取利息 【消費税の対象とならないもの】 保険金、対価性のない補助金や助成金・給付金
小計		
農産物の期首棚卸高		(注)
農産物の期末棚卸高		(注)
計		
租税公課	▽	印紙税、固定資産税、自動車税
種苗費	△	自給分
素畜費	△	自給分
肥料費	△	自給分
飼料費	△	自給分
農具費	○	
農業・衛生費	○	
諸材料費	○	
修繕費	○	
動力光熱費	○	
作業用衣料費	○	
農業共済掛金	×	全て課税仕入れになりません。
減価償却費	×	全て課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
荷造運賃手数料	△	国際運賃
雇人費	▽	雇用労賃 (ただし雇人の賄費などは課税仕入れ)
利子割引料	×	全て課税仕入れになりません。
地代・賃借料	△	地代
土地改良費	▽	経常賦課金、道路や水路等に係る特別賦課金
貸倒金	×	(注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
雑費	△	損害賠償金
小計		
農産物以外の期首棚卸高		(注)
農産物以外の期末棚卸高		(注)
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用		未成熟の果樹等から生じた収入金額を育成費用から差し引いている場合は、課税売上高に加算してください。
計		
差引金額		
引当金等		
貸倒引当金繰戻し	×	
専従者給与	×	
貸倒引当金繰入れ	×	
青色申告特別控除前の所得金額		
青色申告特別控除額	×	
所得金額		

注) 令和3年が免税事業者であった場合、又は令和5年に免税事業者となる場合には、消費税の調整額の計算が必要です。

判定表の記号の意味は、次のとおりです。
○..... 課税売上げ（仕入れ）になるもの
×..... 課税売上げ（仕入れ）にならないもの
△..... 大部分は課税売上げ（仕入れ）になるが、課税売上げ（仕入れ）にならないものもあるもの
▽..... 大部分は課税売上げ（仕入れ）にならないが、課税売上げ（仕入れ）になるものもあるもの

リバースチャージ方式について

国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

「特定課税仕入れ」がある課税期間において、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満の事業者は、リバースチャージ方式による申告が必要となります。

- ※1 一般課税で申告を行う事業者であっても課税売上割合が95%以上である課税期間や、簡易課税制度が適用される課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。また、免税事業者は、特定課税仕入れについても消費税の納税義務が免除されていますので、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。
- ※2 免税事業者である国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」も「特定課税仕入れ」に該当します。

電気通信利用役務の提供とは

「電気通信利用役務の提供」とは、電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供をいいます。

なお、役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判断基準（内外判定基準）は、「役務の提供を受ける者の住所等」とされているため、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、原則として国内、国外いずれから提供を行っても課税対象となります。

また、国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

特定役務の提供とは

「特定役務の提供」とは、国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等演劇の役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うものをいいます。

「特定役務の提供」については、当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」に掲載している各種パンフレットやQ&A等をご覧ください。

また、リバースチャージ方式の申告書の書き方については、「消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の書き方」法人用の「特定課税仕入れがある場合の申告書の作成手順」をご覧ください。

居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限等

居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

国内において行う居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象になりません（以下「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」といいます。）。

この規定は、令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、適用されません。

居住用賃貸建物とは

「居住用賃貸建物」とは、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産※1又は調整対象自己建設高額資産※2に該当するものをいいます。

なお、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、その後一定期間内に課税賃貸用（非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用）に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合には、仕入控除税額を調整します（22ページ参照）。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載しているリーフレット「消費税法改正のお知らせ（令和2年4月）」をご覧ください。

中小事業者の売上税額の計算の特例

売上げを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間において、売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして、売上税額を計算することができます。

使用できる「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

※ 中小事業者とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

※ 「困難な」とは、特例を適用しようとする課税期間中の売上げにつき、税率ごとの管理が行えなかった場合等をいいますので、その困難の度合いは問いません。

①小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

②軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

※ 通常連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

③上記①及び②の割合の計算が困難な場合

①及び②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を $\frac{50}{100}$ とすることができます。

※ 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

特例計算による軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

課税売上げ
（税込み）

×

①小売等軽減仕入割合（卸、小売業のみ可）
又は ②軽減売上割合
又は ③50%（①、②が困難な場合に可）

=

軽減税率の対象となる
課税売上げ（税込み）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る登録申請手続

令和5年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まります。

インボイス制度の下では、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）の保存等が必要となります。

売手がインボイスを交付するためには、所轄税務署長から「適格請求書発行事業者」の登録を受けることが必要です。

税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などが通知され、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において事業者の情報（氏名、登録番号、登録年月日）が公表されます。

【登録に当たっての留意事項】

- ・登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- ・課税事業者であっても、自動的に登録されるわけではなく、登録申請手続が必要です。
- ・令和5年10月1日の制度開始からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。



登録申請手続は、 e-Tax をご利用ください!!

- 「e-Taxソフト（WEB版）」、「e-Taxソフト（SP版）」をご利用いただく
と質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度の概要

インボイス制度とは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。

■ インボイスとは

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」が追加されたものをいいます。

売手がインボイスを交付するためには、所轄税務署長から「適格請求書発行事業者」の登録を受けることが必要です。

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 × ×年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

① 登録番号
② 品名
③ 金額
④ 税率ごとに区分した消費税額等
⑤ 消費税額
⑥ 請求書

【記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ 不特定多数の方に対して販売等を行う、小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、記載事項を簡略化した「適格簡易請求書」（簡易インボイス）を交付することができます。

■ 適格請求書発行事業者の登録を受けた場合《売手としての留意点》

- ・軽減税率対象取引の有無にかかわらず、買手である課税事業者から求められた場合には、インボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません。
- ・基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。
- ・インボイス制度に対応するためには、現在使用している請求書等の様式の改定や、取引先への登録番号の通知など、事業実態に応じて準備を行う必要があります。

■ 仕入税額控除の要件《買手としての留意点》

- ・仕入税額控除を適用するためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及びインボイス等の保存が必要です。
 - ※ 帳簿の記載事項については、現行の区分記載請求書等保存方式と同様です。
 - ※ 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスの保存等は、仕入税額控除の要件ではありません。
- ・免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。
 - ※ ただし、令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%を仕入税額として控除できる経過措置が設けられていますが、この適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存及びこの経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿の保存が必要です。

■ インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

専用ダイヤル **0120-205-553** (無料) 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)

※ インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問に対応しています。

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイドンスに沿って「3」を押していただいてもつながりません(インボイス制度及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。)。税務署の連絡先は国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) でご案内しています。

税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談)を希望される方は、最寄りの税務署への電話(ガイドンスに沿って「2」を押してください。)により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



特設サイトへ➡

振替納税の新規（変更）申込み

※ このページを切り離して振替依頼書としてご利用できます。

消費税及び地方消費税、申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規に利用される方又は依頼内容を変更される方は、このページを手引きから切り離し、次の「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に税務署に提出するか、金融機関へ提出してください。なお、e-Taxにより提出することもできます。

- 振替納税（口座振替）は全国の銀行（ゆうちょ銀行を含みます。）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協及び漁協でご利用になれます。
- 振替納税には普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金等がご利用になれます。
※ 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。
また、インターネット専用銀行等の一部金融機関、インターネット支店等の一部店舗ではご利用にならない場合があります。
- 提出の際には申告書に貼らないでください。

【注意】

転居等により所轄税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要です。
なお、転居前の振替口座を継続希望される方で、振替継続希望欄に○印をつけた申告書又は異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」若しくは「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出した場合は、新たに振替納税の手続は不要です。

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書

(提出先の税務署名を書いてください。)

税務署長あて

氏名

私が納付する

- 申告所得税及復興特別所得税（1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分）
 - 消費税及地方消費税（中間申告分、確定申告分(期限内申告分)）
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

について、

令和 年 月 日 以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関宛に送付してください。

※税務署整理欄

(整理番号)	□□□□□□□□	(金融機関番号)	□□□□□□□□
(振替区分)	□□	(入力日付)	□□□□□□
		(送付日付)	□□□□□□

預貯金口座振替依頼書

(この依頼書の提出年月日を書きます。)

金融機関名

令和 年 月 日

銀行・信用金庫
労働金庫・信用組合
漁協・農協

本店・支店
本所・支所
出張所・御中

あなたの住所 (〒 -) 電話 ()

(申告納税地)

氏名 (フリガナ)

(金融機関お届け印)

銀行等 (ゆうちょ銀行以外)	預金の種類	1 普通	2 当座	3 納税準備
	口座番号	□□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□
ゆうちょ銀行	記号番号	1	0	□□□□□□□□
		□□□□□□□□	□□□□□□□□	□□□□□□□□

金融機関使用欄	□□□□□□□□
	□□□□□□□□

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

- 申告所得税及復興特別所得税（1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分）
 - 消費税及地方消費税（中間申告分、確定申告分(期限内申告分)）
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日(休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

約 定 (必ず確認してください。)

- 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
- 貴店(組合)に対して領収証書の請求はいたしません。

口座振替の利用を開始する申告書の納期限以前の日付を書きます。

ゆうちょ銀行の場合同様は支店名等の記入は不要です。

預貯金口座の名義を書きます。

ゆうちょ銀行以外の銀行等の場合は、預金の種類を○で囲み口座番号を書きます。

ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号をそれぞれ書きます。

氏名を書きます。

口座振替をご利用にならない税目等については、二重線で抹消します。

口座振替をする金融機関の名称・支店名等を書きます。

あなたの住所等を書きます。

あなたの住所と申告書に書いた住所が違つ場合は申告書の住所を書きます。

預貯金口座の届出印を押印し、印影が不鮮明な場合は、横に押印し直してください。

口座振替をご利用にならない税目等については、二重線で抹消します。

このページは切り離してご利用ください。